

第 5 2 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和 8 年 6 月 1 9 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 8 年 6 月 1 9 日、第 5 2 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	中 田 貴 子	8 番	田 中 康 智
2 番	牛 尾 成 利	9 番	住 谷 庸 子
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	北 山 智 恵
4 番	大 住 文 子	1 1 番	前 川 裕 量
5 番	三 輪 一 朝	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	吉 高 平 記	1 3 番	植 岡 茂 和
7 番	小 林 博	1 4 番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 査 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	千 家 利 久	町参事兼総務課長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
町参事兼地域振興課長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
町参事兼福祉課長	小 幡 伸 一	ほけん年金課長	西 村 由 紀子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	まちづくり課長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	石 川 博 憲
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	森 公 宏

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第 6 号	1 3 番	植 岡 茂 和	(1) カスハラ条例について (2) 農業について (3) 都市計画道路について
第 7 号	4 番	大 住 文 子	(1) 高齢者の健康を守る感染症対策と予防医療の推進 (2) 継続質問（公共施設の安全対策）
第 8 号	5 番	三 輪 一 朝	(1) 諸情勢の変化にともなう財政への影響について（金利上昇が与える影響、諸物価高騰・諸物資の調達難による影響） (2) 兵庫県の「起債許可団体」移行にかか

る本町への影響

(3) 人口減少影響と諸計画・ビジョンについて

第9号 7番 小林 博

(1) 安全な町づくり

(2) 文珠荘について

(3) 「行政改革」について

(4) 教育について

(5) 環境問題について

開 議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。

定足数に達しております。

それでは、これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議

長 日程第1は、一般質問であります。

6番目の質問者は、植岡茂和議員であります。

質問の項目は

1、カスハラ条例について

2、農業について

3、都市計画道路について

以上、植岡議員。

植岡茂和議員 皆さん、おはようございます。議席番号13番、植岡茂和でございます。議長の許可を得まして、通告に従い一般質問させていただきます。

質問に入らせていただく前に、少しご紹介をさせていただきたいと思えます。

軟式野球のクラブチーム、香寺クラブジュニアが7月24日、第31回高野山旗全国学童軟式野球大会に3年ぶりの出場、8月7日、第46回全日本学童軟式野球大会に40年ぶりの出場を決められました。2つの全国大会に出場されます。福崎町からも新町の西村君、八千種の玉置君が出場されます。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

さらに、新聞でも大きく取り上げていただきましたが、福崎町の高見亜衣奈さんが昨年8月に開催された日本デフゴルフ選手権で準優勝に輝き、今年8月にスウェーデンで開催される世界選手権への切符をつかみ取られました。デフゴルフというのは、聴覚障害のある選手が行うゴルフ競技です。高見さん本人の、聞こえなくても夢を追いかけられる、高見さんのその言葉に私も大きな元気をいただきました。ぜひ楽しんで頑張ってきていただきたいなと思います。

このようにスポーツの話題に触れさせていただき、部活動の質問をする予定でしたが、このたびは、先日の田中議員に頼りまして、部活動の質問は通告から取り下げさせていただきました。すいません。

それでは質問に入らせていただきます。カスハラ条例についてであります。

議案にもありますので、なるべく議案審議に影響のないように質問を考えたつもりです。ハラスメントに対する取組ですが、本条例、施行を令和8年10月まで遅らせると議案にもありました。それまでのこの空白期間において、現場の職員をハラスメントからどのように守るのか、具体的な暫定措置をお聞きします。

総務課長 令和8年10月までは、主に現行の不当要求行為等の防止に関する要綱とそれに付随いたします不当要求行為等対応の手引きに基づいて対応することになります。

なお、10月まで遅らせているというわけではございませんで、施行日までは対外的な周知の期間として、町広報や町公式ホームページ等で、主に町民の皆様にご理解を促す予定でございます。また、町職員に対しまして、8月末には全職員研修を行い、新しい条例の運用に関する理解を深め、適正な対応を身につけていただくという考えでございます。遅らせるとか、空白期間ができるというふうには思っていないところでございます。

植岡茂和議員 お考えはよく分かりました。現場の職員が、厳しい、町民さんからの叱咤激励、正当な批判といいますか、これは問題じゃないかというようなことを指摘されたときに、それを受け止めるにあたり、それはカスハラだと誤認というか、その対話を通して拒絶したりそのようなことがないように、どのように防ごうと思って考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

総務課長 先ほど答弁させていただきましたように、現状でも要綱と手引があるわけですが、職員がそれは不当要求ですと突っぱねるようなトラブルというか事態には至ってはおりません。その部分は、逆にそれだけ我慢をしているとか、いろいろな面があるわけなんですけども、このたびの条例制定に伴いまして、カスタマーハラスメントの要件をしっかりと理解し、適切にノーと言える体制の整備、理解を図りたいと考えております。

議員がご指摘されますように、正当な要求を誤認してカスハラ扱いしますと、大きな問題に発展しかねません。その見極めについても、8月末に行う研修を中心に職員に伝え、浸透していきたいと思っております。

植岡茂和議員 続いて聞こうと思ってたことが、今の答弁でちょっと重複するところがあるかもしれませんが、勉強会等で周知し、判断基準も決めていくんでしょうが、重複するんですが、悪質なハラスメントのみを的確に排除というかそれも難しいことなんだろうけど、客観的な判断基準というのはどのように組み立てていくという、何か考えがあるのかお聞きしたいです。

総務課長 カスタマーハラスメントの対応マニュアルにつきましては、現在のところというか既に総務課の人事係と危機管理係が作成に取りかかっているところではございます。そこにはカスハラの実態を明確に示す予定でございます。さきの答弁と重複いたしますが、どのようなケースがカスハラに該当するのか、これをしっかりと理解して接客することが第一になります。

カスハラを疑いながら応対すると誤認する危険性が高まりますので、まずは職員の基本姿勢であります傾聴から入り、丁寧に応対させていただく中で、カスハラの実態に合致する可能性が出てきた際には、マニュアルに沿った対応につなげていくということになると考えております。

その辺りの流れにつきましても、今回のマニュアルの中では、フロー図を用いるようなことを今、進めておるんですが、視覚的に分かりやすい内容にして組み込んでいきたいと考えております。

植岡茂和議員 本当に線引きが難しいところではありますけど、しっかりと皆さんで話し合っ
て、対応を考えていくべきだとは思いますが。

施行していくにあたり、暴言、脅迫、不当な時間拘束など、事件性が認められる悪質な事案が起きたときに、現場の判断だけに委ねず、組織としてちゅうちょなく警察へ通報・相談し、被害届を提出するような明確な一線、基準を設ける覚悟はあるのかというのをお聞きしたいです。

総務課長 警察への通報につきましては、現行の手引きにも記載がございます。その中では、不当要求には組織で適切に対応する必要がありますとの記載もございます。そのような中で、現状は数年に1回とかのレベルでの警察への通報というふうになっておりまして、そこまで至ってない部分とか、我慢してる部分、様々な部分があると思います。

議員がおっしゃいますように、ちゅうちょなく警察へ通報・相談し、また被害届を提出するような毅然とした姿勢につきましては、町職員を守る上で重要であるというふうに認識をしておりますので、覚悟という言葉があたるのかはちょっと分かりませんが、新しい対応マニュアルではその記載も明記していく考えでございます。

植岡茂和議員 しっかりと考えていただきたいと思います。

課長が答えにくかったというのは覚悟についてですが、先ほど課長の答弁でも遅らせたわけではないという答弁をいただきましたが、私はもっと早く取り組んでほしかったなという気持ちがあります。なので、早くできなかったのかなという、この10月までというのが少し遅く感じまして、このスピード感のなさがちょっと現場を守るトップとして、熱意と誠意に欠けるものがあるのではないのでしょうかというのをちょっと町長に、それに対しての見解と政治姿勢という形でお聞きしたいです。職員を守る、そういう形としてこの対応が適切だったのかというのをお聞きしたいです。

町長 先ほど総務課長が答弁をいたしました。遅いのではというご指摘につきましては、私としてはそうは考えておりません。条例化につきましては、半年前の12月定例会一般質問におきまして、それまでマニュアル対応で進めていきたいと言っておりましたものを、条例化に取り組むということで答弁をさせていただきました。その後、職員のアンケートを取ったり、国から届く文書等を研究したりと熟考を重ねてまいりました。町職員等に限定して保護し、その結果、町が提供する行政サービスの堅持を目指すとした今回の条例につきましては、全国的にも事例が少なく、材料が乏しい中ではございますが、4月に危機管理係を置いたことも含め、条例制定のスピードアップを図り、今に至っているところでございます。

このたび、条例制定の議案については、常任委員会や議会で多くの議員から様々な角度からのご質疑やご意見をいただいているところでございます。町独自の条例制定にあたり、私どもも精いっぱい議論を重ねてきたところですので、ご理解をいただければと思っております。

町職員の業務環境を守り、高いモチベーションを維持してもらうことで、高い水準の行政サービスが安定的に供給されるという好循環は十分理解しておりますので、適切に対応してまいります。

植岡茂和議員 答弁ありがとうございます。町長も今言われたように、国の動向やそんなも見ながら、一般質問も繰り返しやらせていただいてそれに対応して考えてくださったというご意見をお聞きしましたが、納得していききたいところではありますが、これは答弁を求める気はなかったんですけど、うちの町としては、僕が1期目、議員になりたてのときに職員を失うということがありまして、やはりそれがね、僕の中ではもうずっと残ってるんですよ。あのよう外部からのそういう指摘が

あったり、原因はまだ僕も分かりませんが、あのつらい思いをされた理事者の皆さんもおられる中、町民の皆さんがおられる中、議員も皆つらい思いもしました。そこで、まだ現状、認定はできないかもしれないですけど、窓口で不当要求等長時間拘束が起きている現状を見たり、相談を受けたりしてる中ね、うちの町はどこよりも率先してやらなあかんかったんちゃうんか、そう思うわけですよ。なので、僕がどういう形で質問したかちょっとはつきり覚えてないですけど、質問させていただいたときは、あのときはたしか答弁で副町長が涙して悔しさを語ってくださったのを僕は今も覚えてます。あの気持ちがあるんでしたら、何か対策せなあかんって思うのが普通じゃないのかなって。その職員を守らなあかん、この福崎町を守らなあかんっていう気持ちが少し町長の中に薄かったんじゃないかなっていう、そういう心配があったんで、僕はこの条例等するんを急がなあかんのちゃうかというために質問をずっと続けさせていただいたんです。でも国の制定で10月1日から各自治体や企業へという指導がありますけど、それに合わせてやるっていうことが遅いんじゃないかって僕は思ったんです。当然、町長が言われたように、課長が答弁されたように、周知期間や勉強期間も要と思います。それをもっと早く取り組めたんじゃないんですかっていう。ましてや、僕が早く早く質問してたのは、3月末にもしね、原因は分からないですよ、もしそういうつらい思いをされてる方が、それを苦に、町が守ってくれへんかもしれないという不安を抱えて、離職されたりそういうことがあってはいけないと思ったから、僕は早めの質問を繰り返させていただいてたんです。それに対して当然、今、行政的な手続やそういう条例化して議決も要ります。けど、それに対してご理解遅れていく、遅れているとは思わないって課長は言われましたけど、僕は遅れてると思うてんです。でもそれに対してご理解いただきたいと言われても、僕はやっぱりこの福崎町やからこそ、あの思いがあったからこそ早くしてほしかった。そういう気持ちがあります。それも踏まえて町長、もう一度だけ答弁お願いします。

町長 以前ですね、この不当要求行為にいうところの認定とかそういうところには至っておりませんが、そういう疑わしいような案件で職員が亡くなったという事実につきましては、本当に私も悔しい思いでいっぱいでございます。それ以降ですね、そういったことが起こらないようにというところで、そういった問題が発生したときには、幹部職員の中ではそういう事案を共有するという、幹部職員だけのそういう情報共有フォルダをつくりまして、今、こんな状態があるということを共有するということを含めながらですね、これまで不当要求等の問題については対応してきたというところでございます。

それに加えてですね、今回このようなカスタマーハラスメント関係のですね、法律ができたということを受けて、福崎町も、それから議員のご質問も受けてですね、条例化が必要だということで今回提案させていただいておりまして、今のお話を聞いておりますと、そういう思われていることもなるほどなという思いはいたしました。実はこの条例、多分兵庫県の中では福崎町が一番最初の条例制定になるんだらうというふうにも思っております、この条例を基にですね、こういった不当要求でありますとか、カスタマーハラスメントが起こらない、そういった役場にしていきたいと、このように思っております。

植岡茂和議員 今の言葉をぜひ職員にしっかりと町長から伝えてあげてほしいです。おまえらを守るためにこれをつくるんやと。やっぱりその町長の思い、理事者、幹部職員の思いが職員まで伝わってない可能性だってありますんで、現場は必ずわしらが守ったるんやと。せやからおまえらは一生懸命町民のためにやってくれっていうのを伝えるべきだと思います。議会でこういう話があった、こういう話が出た、

国でこう決まった、だから決めますよじゃなくて、うちの町としてはやっぱりここはしとかなあかんのやと。あんなことがあったこともみんなは分かっとうやろと。わしはこの町守ってやっていくぞっていう気持ちを示してくれへんから、多分みんな不安が残ってたんだと思います。先ほどの町長の答弁をしっかりとやはり職員らに伝えてあげてほしいなと思います。最後ちょっと僕の気持ちを言って、ほんで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2 番目、農業についてであります。

福崎町の特産品であるもち麦、もち麦事業の今後の方向性と、そこからつなげる地域農業全体のブランド化戦略についてという趣旨で質問させていただきます。

本町のもち麦は、これまで多くの関係者の努力により、町の顔として広く知られるようになりました。しかし、私たちが今、直面している現実には甘くありません。生産者の高齢化、担い手不足、そして激化する他自治体との特産品の競争。もうここは何ならもち麦の生存競争であるとも言えます。今、私たちが議論すべきは特産品は大事だから守ろうという精神論だけではありません。町が投じる税金に対し、どれだけの経済効果が生まれ、農家の所得向上に結びついているか。そういう冷静な視点で物を見て、本町のもち麦事業は、長年特産品という名の下で推奨されてきましたが、行政がビジネスや特産品開発に関わる以上、求められるのは、徹底した経営感覚だと思っております。市場の需要を無視した生産や危機感のない在庫管理、コストの不透明化は、結果として町財政と地域農業の首を絞めることになりました。今回は、事前に担当課へ通告した具体的な事実関係の確認を交えて、町幹部の皆さんに当事者意識をお聞きしたいと思っております。

まず第 1 に、もち麦の正確な在庫状況とそれに伴うコストについて伺います。どれだけ立派な特産品であっても、売れずに倉庫に眠っていればそれは資産ではなく、単なるコストであり、リスクであります。そこでまず、現在のもち麦の正確な在庫数及び過去 3 年間の在庫推移がどうなっているか、はっきりとした数値でお示しいただきたいと思います。

地域振興課長 もちむぎ食品センターの米澤モチ 2 号の令和 7 年度末の在庫量となります。全体で在庫量は 1 6 3 トンでございます。過去 3 年間の推移ですが、令和 5 年度の入量は 6 5 トンで、使用量は 3 3 トンです。令和 6 年度は 5 3 トン買い入れて 3 3 トン使用で、7 年度は 2 1 トン買い入れて 3 7 トン使用しておるところでございます。

植岡茂和議員 その在庫を維持するためにいくらかかっているかというコストの視点で、現在、本町のもち麦は J A の施設等に保管されていると認識しておりますが、仮にこの在庫量を一般的な民間倉庫や有料施設で保管した場合、本来であれば年間いくらの保管コストが発生していると試算されるか、町として状況把握を伺いたいです。

地域振興課長 参考でございます。現在、もち麦の種子をライスセンター、加西のほうで保管しております。保管料は 1 か月 1 袋 3 0 キロを 2 7 円で契約しております。で、今、先ほど初めの質問でありました 1 6 3 トンの在庫を抱えておりますので、袋にしますと約 5, 5 3 0 袋となります。ですので、保管量は 5, 5 3 0 袋で、3 0 キロで 2 7 円ですので、掛けますと、月約 1 5 万円で、年間では 1 8 0 万円の税別のコストがかかってくるという参考になります。

植岡茂和議員 ただいまお聞きした保管コスト、現状 J A 側に多大なるご理解や善意によって表面化していないにすぎないと思います。コストが見えない状況でありますから、結果として在庫を迅速にさばくという考えが浮かばなかったというのが現状じゃないかなと思います。在庫をさばくの急がないということは、経営判断のスピード感や販路開拓への危機感がないということで、町としてそこに甘えさせてい

ただいて、展開が遅かったんじゃないかなとは考えますが、これに対する見解はどのような考えがあるのかお聞きしたいです。

地域振興課長 これからです、今後は販路拡大も含め、もち麦の消費を活発化できるように展開し、適正な在庫量を目指していきたいと考えております。売上げの増、例えばSNSの活用や東京圏域でのPR活動、そして新社長の経営判断の下、取り組んでまいりたいと考えております。

植岡茂和議員 今のところはそういう考えがあるとはお聞きしましたが、預かってもらってるから大丈夫というような考えがあってはならないです。潜在的なコストを認識していないことから、ビジネスとしてのスピード感が失われるということはよくお聞きすることなので、ちょっといつもより厳しく聞かせていただいた形になります。

先ほどのもち麦の販路の拡大等、周知等の目的もありまして、このたび、もちむぎの日を制定していただきました。その日を制定したことで、考えていける売上増に向けた具体的な戦略等は何かあるのかお聞きしたいです。

地域振興課長 日本記念日協会から6月11日を福崎もちむぎの日として認定をいただきました。毎月11日をPR活動日として展開していきます。初めはもちむぎのやかたでの来館者を増やす取組、また首都圏でのプロモーションなどから積極的に行い、売上増を図ってまいります。数字的なことはこれからとなりますが、指定管理料投入の5年間で収支均衡を目指して頑張っていきたいと考えております。

植岡茂和議員 もち麦の周知も、本当に今、質問している中で大事なことで答弁もいただきましたが、率直に私の考えを述べさせていただきますと、もち麦単体だけでは、もう宣伝効果は薄い、パンチ力がないんじゃないかなと、そのように考えてます。もち麦単体の枠組みを超えて、本町の農業全体のブランド力、これは以前から三輪議員や吉高議員も質問されているように、生産された作物に対する付加価値をつけて、農業の値打ちをつけていくと。販売価格を上げて経営を安定させていく、そういう考えの下、本町の農業全体のブランド力を上げる。もち麦という点から、福崎町全体でというふうな面の展開について考えていました。これまではもち麦という強い点がありましたが、結構他の自治体ももち麦が増えてきて、今のところ目立たなくなってきた、これが現状でございます。

しかし、このもち麦、福崎町というのは、ブランドとしては一つ農業界にはやはり根強く残っているものであります。それも生かし、真に町全体の農業従事者の所得を向上させ、持続可能な地域農業を確立するためには、ほかの全ての農産物へ相乗効果を行き渡せる面の戦略として、私はこの福崎町の全農地を一つの大きな農園として捉え、仮称ですが、ガジロウ農園と、妖怪で地域おこしをし、ガジロウの認知度も全国的に上がってきた今、例えばですが、そういうふうな妖怪のまち、そこにある農園、ガジロウ農園、福崎町産のお米ならずガジロウ農園産のガジロウ米、例えば今あるお米としては、ガジロウ農園産神崎米とかそういうふうな販売もしていただいても構わないかもしれません。そのように地域全体をブランド化し、PRし、進めていく、そういう展開がないと、ちょっとこのもち麦だけに限らず、この福崎町の農業が低迷していくんじゃないかという心配はしております。そういうふうな農産物も含めた統一ブランドを流通させていく展開について、何か検討はできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

農林振興課長 まず、もち麦、福崎町のもち麦ですが、この前も世田谷のふるさとまつりに行かせていただきまして、思いのほかもち麦を食されてる方がおられました。その中で福崎町でもち麦があるんだということも言っていただけの方もいます。逆に言うと、福崎町のもち麦というのはまだ浸透していなかったかとは思いますが、

精いっぱい福崎町のもち麦、米澤モチ2号、それからフクミファイバーについて他市町との違いといいますか、特徴を説明させていただいて、今度から福崎町のもち麦を気にしていくわといったようなありがたいお言葉もいただいております。他市町との競争に頑張っ勝てるようには今後もしていきたいと思ひます。

それからもう一つ言われていました農産物ですが、農産物の販路拡大、これは先ほど議員が言われましたようなブランド化をして、PRするのは非常に有効的な手段だというふうに私どもも考えております。言っいただきました一つの大きな農園とするような案や知名度のあるガジロウの名を冠したような農産物など、PR面だけではなく、そういったことを利用することによって、国庫の補助制度の要件としても成り立ってける可能性があるのではないかと思ひますので、そういった研究も今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

もう一つ言われています点から面という取組につきましては、こういった展開を行うことにより、農業の活性化につながるということも考えられますし、また先ほど申しましたような、補助の拡大、こちらにもつながっていく施策があるかなどにつきましても、今から研究していきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 今言わせていただいた構想、まだまだ構想で、何をそんな夢物語みたいなこと言ってるんやと思われることもあるかもしれませんが、私がひたすらもう常にずっと考えてたことなんで、ずっと調べてる中で、そういう自治体に対する補助ではないんですが、総務省の中に、ローカル10,000プロジェクトという予算がありまして、地域資源を生かした民間事業の立ち上げに対し自治体が地域金融機関と協力して多額の公費を助成できる制度。ざあっとつらつらとあるんですが、その中にこの地域ブランドを立ち上げようとしたことに対しての国庫補助等があります。これをまた調べていただきたいんです、研究していきますという答弁をいつもいただくんで、これはぜひ研究していただきたいです。ちょっと今日は出せないですけど、あと3つぐらいは私、調べている予算がありますんで、ちょっとそれでまた相談していけたらなと思ひます。

この地域ブランドを立ち上げるべきと思っているのは、町長もふるさと納税プロジェクトチームに入っただいてるんで現状は把握していただけてるんですが、売上げも伸びてはいるんですが、やっぱりお米で勝負かけたいと思っったときにやっぱ少し出遅れた。それは確かに去年は注文段階でのことがありましたけど、やっぱり差別化としては、お、何じゃと目に留まらんとあかんのですよね。それが兵庫・福崎産お米だけやったらやっぱ弱いと思っうんですね。ガジロウが田植えしているような絵と、ガジロウ農園産ガジロウ米的なんに、ぼんとキャッチーな何かがあれば差別化できますよね、例えば。そういうことに対して、その一つのアクションとしてこのブランド化していくべきかなと。

確かに僕もいろいろ調べました。丹波篠山何々とか魚沼産何々とか、いろんな地域の地域名や特色名を生かしたブランド化の事例をいろいろ今回調べましたけど、確かに少しハードルが高い部分もそれはあります。やっぱ地域ブランドとして何かその基準、肥料の基準や農薬の基準があるっていうことも確かにあります。でもそれは行く行くしていけたらなと。取りあえず誰もががぱっと参加できる、うちの農産物もガジロウ農園産って言わせてくれやっっていうような人を募れるような、まず何か受皿として、この福崎町の農地は全部ガジロウ農園にするぞと。ガジロウ農園産のものやいうて例えば旬彩蔵さんとかに出すんで、福崎町産じゃなくこうやっ出させてくれっていう交渉もできていくんかなと思ひます。なので、特別視していただくために、このガジロウの周知度を生かして名前に入れて、まずやっっていくべきじゃないかなと。そうすればそれに関連する、今、言わせてい

ただいた補助やそんなんが取れてくる可能性もあります。転がっている補助を取るために何かせなあかん。それも大事ですけど、この地域をどうしていくかっていう方向性を決めてその予算を取りに行く、これも大事なことで私は思いますんで、町長にぜひそれも考えていただきたいです。確かに他の自治体聞いても熱意のある人がおる場所がやっぱりそういうのが進んでいくんですね。それが自治体なんか個人なんか企業なんか、そこはまた別ではありますが、私はぜひこれをしていきたいと思ってんねん、私はその熱意のある1人としてはおりたいと思いますが、ぜひ町としてもそういう考えはしっかりと持っていただきたい、そういうふうに思いますんで、今回は答弁を求める質問にはしてないので、この答弁は要りませんが、研究するというんでしたら、ぜひそういう予算を研究していったほしいなと思います。

すみません、少しそれでしたが次の質問に移らせていただきます。荒廃農地について少しお聞きしたいと思います。

まず、町内の農地が置かれている現状を伺いたいと思います。

過去3年間において、農業を諦めて山に戻ってしまった土地、あるいは実質的に草や雑木が生え、耕作放棄地となってしまった農地は現在町内にどれだけ存在するのでしょうか。現状をどのように認識されているか、具体的な数値をお示しいただきたいです。

農林振興課長 3年間での山林原野化した農地、それから放棄田となった農地とのことなんですけど、正確な数値までは把握はできておりません。ただ3年間としての数値にはならないんですが、現在、変更作業中で、福崎農業振興地域整備計画をつくっております。こちらでは、今回、45筆、面積にして約2.2ヘクタールの農地を、山林原野化した農地として取り扱っております。

あと、草木だらけ、雑木だらけの農地ですが、これは耕作放棄地になると思います。こちらにつきましては、毎年農業委員会のほうで農地パトロールを行っておりますので、それで把握している面積としましては、3年間ということなんで令和5年度末、こちらが約10.4ヘクタールございました、令和7年度末では11.0ヘクタールと、5年度から7年度にかけて約0.6ヘクタールの増加というふうに考えております。

植岡茂和議員 次に、町長にお聞きしたいと思います。

このように、農地が山や原野に戻っていく現状に対し、町はこれを単なる個人の問題として見過ごすのか。それとも地域の基盤であり、福崎町の未来を守る投資として町が守り抜く覚悟があるのか、町長にお聞きしたいです。

町長 まずですね、町としては守るべきというか守らなければならない農地と、もうどうしようもない、守れない農地というのがあるんじゃないかというふうに思います。そこを考えていくのが農業振興地域整備計画であり、地域計画の役割ではないかなと、このように思っております。

その上で、基本的な考え方といたしましては、農地の適切な管理は所有者の責任だと思います。しかしながら、近年言われております高齢化や後継者不足などは、個人ではどうすることもできない課題でもあり、また山裾にあります農地では、鹿やイノシシによる鳥獣被害により耕作を放棄され、その結果、山林化していく場合もあります。このように個人での対応には限界があるというふうにも思います。

先人が農地として守ってこられた土地が山林化し、利用価値が低くなっていくことは本当に残念なことであるなという認識は持っております。

一方で、最初に申し上げましたように、農地の適切な管理は所有者の責務でも

ありますので、町が積極的に介入をし、費用を投入するのにも限度があるというふうにも思っております。

農地の所有者や地域の方々が熱意を持って取り組まれた場合には、町として何ができるのかを考えながら、所有者、地元のほか、兵庫県などとも一緒に知恵を出していきたいと、このように考えております。

植岡茂和議員 ありがとうございます。町長も言われたように、もうどうしようもない農地も当然あります。それでもきれいごとの一つではありますが、私の中では福崎町の農地は全部耕したいという気持ちがあります。当然その大変さは議長も含め、農業に携わってる議員もたくさんいるので、理事者の中にもいますんで、1反するんでも大変やというのは、それはもうよく皆さん分かってくれてると思います。でも、それでも荒れていく農地をほっとかずに耕したいなとは思ってはおります。だから、なるべくね、荒れてしまう前に、農地を具体的に守れるような、何か、上手に聞かれへんけど、荒れてしまう前に食い止めるための具体的な保全計画や、目指すべき、守るべき数値というようなことは現在、町の対策としてあるのかお伺いしたいです。

農林振興課長 具体的な数値までといったものはないんですが、その荒廃農地とか耕作放棄地につきましては、毎年、先ほども申し上げましたように農業委員会のほうで農地パトロールというものを実施させていただいております。農地パトロールを行った農地については適切な維持管理を行っていただきたいという旨の文書とかも出させていただいておりますので、そういったことを通じて、この耕作放棄地などの面積の減少につながっていければというふうには考えております。

植岡茂和議員 これから守っていつてもらうということもいろいろ考えてもらう上で、今、地域計画等が進んでいると思います。

福崎町の地域計画づくりについて少しお伺いしたいです。

地域計画づくり、現在はどこまで進んでいるのか。事務的に書類を作るだけでなく、危機に瀕している山間地の農地や特産品もち麦の生産現場を町としてどう守るかという町の強い意志が、この計画には反映されているのかどうかというのをお聞きしたいです。

農林振興課長 まず、地域計画でございますが、福崎町の地域計画はそれぞれの集落にご尽力いただきまして、予定されておりました28集落全てにおきまして策定をいただいております。その後、必要に応じて地域計画の変更については行っているところでございます。

この地域計画は、それぞれの地域におけます守るべき農地を明確にするといった10年後の未来地図を策定されたものでありまして、地域の思いが主体の計画というふうになってございます。

町の強い意志を明確に反映させたような計画ではありませんが、町は地域で判断された守っていくべき農地につきましては、先ほど町長も答弁しましたように一緒になって取り組んでいきたい、そういったお手伝いできたというふうでございます。

危機に瀕している山間地の農地や特産品もち麦の生産現場を町としてどう守っていくかでございますが、山間地の農地につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。このもち麦の生産現場を守るといったことにつきましては、町として、議員の中にもありましたが、特産のもち麦を守っていくこと、これは当然の責務だというふうには考えております。

その中で、もち麦の生産者の方々につきましては、町の財産でもありますこのもち麦の生産に対して日々ご尽力並びにご協力いただいておりますことを非常に

感謝をしております。

今後も、このもち麦を作っていただく生産者の方の組合、もち麦生産組合やもち麦産地振興協議会、こちらの方々の意見をお聞きしながら、安心して長期的にこのもち麦を生産していただけるふうに努めていきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 答弁をいただいた上で、先ほど町長も言っておられましたが、個人でも個人だけに頼ることができないような事例も当然出てきます。その大前提は、やはり農地を持っておられる方個人のモラルの問題にはなるんですが、これからは個人のモラルだけに頼る農地管理では、なかなか維持していくのは難しいのかなと。先ほど町長が言っていたように町の方針として農業振興地域整備計画等に基づいて、町が適切な指導を繰り返していく。そうして、そのモラルにアクションをかけていくというような動きしかないのかなというのは現状です。ただ、農地を進んで管理していただいているような、そういう地域づくりをしていくというのも、また町行政や議会の仕事ではないかなと私は思っております。国や県の補助を最大限に引っ張ってきて、そこに町独自のアイデアを掛け合わせる。大切な農地を守り抜くべき行動として、先ほどの地域ブランドを立ち上げる等の案ですけど、そういう動きが大切ではないかなと思います。

先ほど答弁いただきましたが、町長にもそんな今までの答弁も含め、何か本当に農地を守るために具体的な策が今あるのかどうかというのをもう一度町長にお聞きしたいと思います。

町 長 なかなか農業経営というのは難しくて、具体的に今、アイデアがあるのかと言われるとなかなか答弁がしにくいんですが、恐らく福崎町の農業の主力というのは水稻だろうと思います。ですから、まず水稻は大切にしていかなければならない。その上でですね、特産物としてもち麦をですね、始めてから40年ぐらいたっているわけでございます。このもち麦を特産物として町内外に発信をしてきたんですが、今思うところはですね、この辺では福崎の特産というたらもち麦だなということは知ってくださっているなということなんですけれども、東京のほうに行きますとですね、福崎町の特産がもち麦だと言ってもですね、なかなか知っておられないなと。まだまだPRが足りないなというのが実態でございます。

そういったことも含めましてですね、先ほど議員がおっしゃったような提案がいろいろございました、補助金もいろいろ農林水産省のほうにはあるよと、こんなにも研究したらどうかということもおっしゃられましたので、そういったことをですね、しっかり研究、情報収集をしながらですね、農業振興に努めていきたいと、このように思います。

植岡茂和議員 ありがとうございます。ぜひ研究を続けていってほしいと思います。

いつも質問される同僚議員の中にも、現状、町が組み立てている予算案、そんなにもこの補助が置き換えできるんじゃないか等、そういう質問が多数あります。やはりそこをね、真剣に考えていかんと、やはり財政が厳しいというのも町長もよく分かっとしてでしょうし、しかし農地等の管理も厳しい状態にあるということもあるんで、換えれる予算があって使えるお金があるんならそれを取りに行きましょうというためにこの質問をさせていただきました。総務省のローカル10,000プロジェクト、これは本当にね、当てはまるが多かったんで、農業だけでなく、多分いろんな方面で使えるんじゃないかなと思います。これは素人考えですけど、行政マンが見て、こういう使い方ができるんじゃないかっていうのもあるし、これは合いませんよっていうのがあったらまた違うもんを探してきますんで、ぜひ研究を続けていただきたいと思います。

それでは最後、都市計画道路についての質問に移らせていただきます。

福崎駅田原線の進捗状況並びに千束新町線の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 まず、町道福崎駅田原線になります。

道路の新設範囲内における振古川の橋梁化としてボックスカルバートの設置工事を、工期を7月17日として施工しているところでございます。

次期工事としまして、町道馬田山崎線との交差点から東へ約223メートルの間の工事を発注し、6月1日に契約を締結しています。地元説明会は7月10日に駅前区の方を対象に、7月12日に馬田区の方を対象に開催することを予定しています。

また、秋頃にはその東約100メートルの工事を発注し、実施していきたいというふうに考えております。

続きまして、町道千束新町線でございますが、用地の進捗状況につきましては、契約予定者数15名に対して10名の方、率にして67%の方に契約をいただいております。また工事につきましては、河川公園の南側の一部狭小となっている区間77メートルの拡幅工事については5月末に完了いたしました。

次の工事としては、福崎駅田原線との交差点部付近約140メートルの拡幅に係る盛土、また用水路の付け替えもあることから、秋頃に発注し、実施していきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 私も地元区でありますので、工事箇所は毎日のように見に行かせていただいでどんどん進んでいるなというのは思います。測量も今、ずっと続けられていて、地域の方も動き出したのかなというのを感じておるところであります。

そこで地元でもまた引き続きどんどん意見は出てますが、以前から出ている地元要望である横断歩道等について、現在の進捗はどういうふうになっているか答弁をお願いします。

まちづくり課長 地元要望であります横断歩道等の設置等につきましてはですね、馬田の区長さんにもご協力いただきながら、福崎警察と協議を重ねているところでございまして、再度、県警本部において6月25日に協議をする予定でございます。

植岡茂和議員 警察とも何度も話していただいて難しい問題であることは重々地元区も承知しておりますが、以前から課長等にも言わせていただいでるんですが、あの道ができることによってやっぱ村の中ではしっかりとそこで村が遮断される、そういう捉え方をしてはいけないかもしれませんが、やっぱりそう捉える方が多数あります。なので、子ども等が通学するときに使うような道はせめてそういうね、見た目の安全性も大事ですから、横断歩道があって村がつながっているというところが欲しいという。僕もそれが分かるので、行政的なことで説明されて理解はできるんですが、やっぱ地元としてはこれは要るぞというのは言い続けたいといけないんで、ぜひ最後まで工事の邪魔にならない程度でよろしいので、しっかりと意見を届けていただきたいなと思います。

最後になりますが、今後の状況、将来的に橋梁部分まで考えた都市計画道路でありますので、前回の質問で私が聞いてなかったなら申し訳ないですが、町長の口から橋を架けるという言葉が出なかったと思うんで、これから先、橋を架けるまでどのように考えているのかというのを少し答弁でお聞かせいただきたいと思っております。

町長 町道福崎駅田原線は、橋梁部分も含めて都市計画決定を打っておりまして、橋梁部分も完成して初めて福崎駅へのアクセス向上、沿道の土地利用が促進されるものと考えております。ただ、今の福崎町の財政状況では、今、進めております

福崎駅田原線、千束新町線の道路整備完了後にですね、引き続いてということは難しいのではないかとこのふうにも思っているところでございます。そのことは踏まえた上で、将来の橋梁整備に向けた県との協議は続けてまいりたいと考えております。

植岡茂和議員 町長の任期も少し短くなってきております。確かにこの都市計画道路の構想では橋梁部分まで、都市計画道路としてはそれでこの福崎町は進んでいっておりますが、予算がないので今はそらね、大きなことはできない。当然それも理解はしています。ただ、今、尾崎町政として、この都市計画道路に取り組んでいるにあたり、その橋を架けたいと町長は思っておるのか思っておらんのかというのを答弁いただきたいです。

町 長 この都市計画決定を打っているということは、町的意思決定でございますので、もう当然橋が必要なものであるということは、町としての意思であると、私はそのように思っております。

植岡茂和議員 尾崎町長がやってくれると強い言葉が欲しかった。そのときに町長が町長でおられるかどうか、それはもっと先のことになるかもしれないので、それは分かりませんが、尾崎町長と、私は議員になってずっとお仕事をさせていただいてると思うてんで、この都市計画道路、馬田を通る以上はしっかりとこの先も考えて橋も架けていくぞと、そういう気持ちが欲しかったんで今の答弁を求めました。いや、今の答えで、私はもうそれで結構なんで。ありがとうございます。

やっぱり先がどうなっていくのかっていうのをやっぱり皆さん心配されてるんですね。今の千束新町線を代替というかね、今、橋を架けられへんから、特にあそこは広げとかなあかんっていう意味で広げてくださってます。けどそれで止まるんじゃないかって言ってる人もいっぱいいますんで、先ほどの答弁をいただいたことによって、ああ、諦めんでええんやなっていう気持ちは、町民さんに説明はできますんで、そういう気持ちをちょっとお聞きしたかった。そういう意図で今の質問をさせていただきました。やはりもう町長の任期が迫っているということで、町民の中でももうこの先ほっとかれるんかな、次がどうなるかも分からへんっていう不安が生まれてきょう状態なんで、先ほどの言葉が要るので質問したんです。

今日質問していった中では、もうそういうのも含めて、どんどん町長への答弁を求めましたが、そういう何か意地悪な感じじゃないんですよ。町長の気持ちを聞いとかと、みんなが今の町長、任期終わったらどうされるんやろ、福崎町どうなるんやろという気持ちが生まれてますのでこういう質問をさせていただいただけでありまして、そういう予算が厳しい、そういう質問等も多いし、委員会等でも上がるし、理事者の中でも皆さん厳しいなというのは理解していると思うんですが、先ほどのように、地域構想としてそういうブランドを立ち上げるには何かお金を回収するために明るく進んでいくというような考えもやっぱり町当局には必要じゃないかなと思うんで質問させていただきました。

先ほどから繰り返しているように、国にある予算はしっかりと探して流すことなく取っていただいて、やっぱり町民さんの生活を楽しみつつ、何か裕福にできる、心でも裕福にできるようになっていうふうな町政運営をしていただきたいなという気持ちを踏まえまして、この質問をさせていただきました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、しばらく休憩いたします。

会議の再開を10時45分といたします。

◇
休憩 午前 10 時 30 分
再開 午前 10 時 45 分
◇

議長 会議を再開いたします。
7 番目の質問者は、大住文子議員であります。

質問の項目は

- 1、高齢者の健康を守る感染症対策と予防医療の推進
- 2、継続質問（公共施設の安全対策）

以上、大住議員。

大住文子議員 議席番号 4 番、大住文子でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

全国的に高齢化が進む中、年齢を重ねても家族に迷惑をかけず、健康で自立した生活を送りたい。いわゆる健康寿命を延ばしたいというのが皆様共通の思いであり、大きなテーマとなっていると感じます。そのために重要なのが病気を未然に防ぐ予防医療の観点です。予防医療にも様々な取組がございますが、今回は高齢者の健康を守る感染症対策と予防医療の推進について質問をいたします。

高齢者にとって、インフルエンザをはじめとする様々な感染症は、体力を奪うだけでなく、肺炎などの重い合併症を引き起こします。また、それをきっかけに寝たきりや要介護状態になってしまう大きなリスクをはらんでいます。こうしたリスクを減らす有力な手段として、予防接種があります。

本町における高齢者向けの予防接種はどんなものがありますか。また、それらの接種費用も併せてお願いいたします。

ほけん年金課長 福崎町の高齢者予防接種は 4 種類です。季節性のインフルエンザ、肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹です。

令和 7 年度の金額ですが、インフルエンザでは接種費用 5,358 円に對しまして、本人負担が 1,500 円、町負担が 3,858 円です。肺炎球菌は、接種費用 8,520 円に對しまして、本人負担が 2,000 円、町負担が 6,520 円です。新型コロナは、接種費用 1 万 5,785 円に對しまして、本人負担が 4,000 円、町負担が 1 万 1,785 円です。带状疱疹なんです、2 種類ありまして、まず 1 つ目が接種費用 8,740 円に對しまして、本人負担が 2,000 円、町負担が 6,740 円、もう一つのほうの带状疱疹ですが、2 回接種する必要がありますが、1 回分の金額を申し上げます。接種費用 2 万 1,858 円に對しまして、本人負担が 6,000 円、町負担が 1 万 5,858 円です。

大住文子議員 ただいまご答弁いただきました予防接種は、いずれも本人の負担額も少なく、感染症から高齢者を守る大事な施策がされており、安心をいたしました。

高齢者の健康や医療について、国内で専門的な研究や提言を行っている機関に日本老年医学会がございます。この学会が本年 4 月発表した 65 歳以上の成人で接種を検討すべきワクチン一覧という資料を見ますと、先ほどご答弁いただきましたインフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルス、带状疱疹がしっかりと網羅されておりまして、本町がこれまで実施してこられた予防接種の重要性が改めて裏づけられております。

一方で、このリストには、呼吸器感染症である R S ウイルスのワクチンを上げています。R S ウイルスは、現在、特効薬となる治療薬がなく、乳幼児が感染すると重症化することが知られていますが、実は高齢者にとっても重症化が懸念される感染症です。

本年４月より、妊婦を対象としたＲＳウイルス母子免疫ワクチンの定期接種が開始されました。このチラシにおきましても、「ＲＳウイルスは小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルス」との表記がされており、高齢者への対策も同様に急務であると考えます。

厚生労働省の資料においても、ＲＳウイルスは特に慢性呼吸器疾患等の基礎疾患を有する高齢者において、急性の重症肺炎を起こす原因となることが知られており、特に長期療養施設内での集団発生が問題となる場合があると記述されており、基礎疾患をお持ちの高齢者の方は特に注意が必要となります。

また、国立健康危機管理研究機構の感染症情報提供サイトの資料においても、厚生労働省と同様の記述がございます。さらに、２０２５年１２月に日本感染症学会、日本呼吸器学会、日本ワクチン学会の３学会連名で成人のＲＳウイルスワクチンに関する見解が発表されました。そこでは、国内外の研究報告を踏まえると、高齢者、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患などの基礎疾患を有する成人は、インフルエンザと同程度の重症化リスクを持つと考えられています。高齢者施設やハイリスク病棟での集団感染も報告されており、公衆衛生危機管理上の重点感染症にも分類されるＲＳウイルス感染症の感染対策として、高齢者へのＲＳウイルスワクチンの接種を推奨しますと書かれています。

以上の資料が示すとおり、ＲＳウイルスは乳幼児の病気と思われがちですが、高齢者が感染すると重篤な肺炎や呼吸器疾患の悪化を招くことから、先ほど申し上げた様々な機関、専門学会がＲＳウイルス感染症に警鐘を鳴らし、ワクチンの接種を推奨しています。

そこでお伺いいたします。本町においてこのＲＳウイルスについての住民の皆様への周知や啓発について、どのようにお考えでしょうか。

ほけん年金課長　ＲＳウイルス感染症につきましては、妊婦を対象とした母子免疫ワクチンの定期接種が開始されたことから、妊婦に対して周知をしております。高齢者の方に対しては、現在、特に周知・啓発は行っておりませんが、今後、流行状況等を見ながら、必要に応じて周知をしたいと考えております。

大住文子議員　国立健康危機管理研究機構によりますと、このＲＳウイルスの主な感染経路は飛沫感染と接触感染であるとのことですので、手洗いやせきエチケットなどの飛沫予防策、また接触予防策が有効です。これまで、ＲＳウイルスという名称にはなじみがありませんでした。本年４月より、ＲＳウイルス母子免疫ワクチンの定期接種が開始されたことで、ＲＳウイルス感染症の周知と啓発はとてもよい機会だと考えますので、またご検討をよろしくお願いいたします。

様々な学会がＲＳウイルスワクチンの接種を推奨していますが、このワクチン接種の費用はどのくらいかかるものなのでしょうか。費用の目安が分かればお願いいたします。

ほけん年金課長　接種費用は約３万円です。

大住文子議員　高額な接種費用であることが分かりました。

高齢者で基礎疾患のある方がＲＳウイルスに感染し、もし重症化して入院を余儀なくされた場合、そこにかかる医療費や負担は、事前にワクチン接種で予防する場合の費用とは比べ物にならないほどの費用がかかってきます。それは町や個人に重くのしかかってきます。事前の予防への投資が重要ではないでしょうか。

近隣の神河町では、任意高齢者ＲＳウイルス予防接種の助成事業として、本年４月より６０歳以上かつ基礎疾患を有する方を対象に、接種費用のうち１万円を助成するという、町独自の費用助成をスタートさせておられます。

また、全国においても、岡山県、愛媛県、愛知県、石川県や北海道などの一部

の市町村において助成が実施されています。

本町の国民健康保険第3期データヘルスケア計画、また第4期特定健康診査等実施計画によりますと、本町における令和4年度の1人当たりの医療費は43万8,103円でした。県の平均40万9,854円、また、国の平均38万5,812円を大きく上回っている状況です。

県や国よりも1人当たりの医療費が多い原因は様々かとは思いますが、このRSウイルスワクチンの接種を助成することは、結果として本町の医療費等の抑制につながる可能性が十分にあると考えます。

何より基礎疾患を有する高齢者の皆様の命と健康を守るために、本町において、高齢者へのRSウイルスワクチンの接種費用に対する助成制度についてどのようにお考えでしょうか。

ほけん年金課長 高齢者の方が肺炎に罹患する原因というのは様々ありまして、RSウイルスというのもその一つです。ワクチンは、持病がある高齢者の方にとっては、重症化予防という観点では非常に有効だと思っています。しかしながら、高齢者の定期接種の枠組みの中に、既に肺炎球菌、毎年のインフルエンザワクチン、それから新型コロナワクチンが入っております。1回当たり約3万円という高額なRSウイルスワクチンの費用対効果というものを考えますと、現時点では、助成制度の必要性は低いのではないかと考えております。今後、国の動き等を見ていきたいと思っています。

大住文子議員 現時点で助成制度の導入は難しいとのことでした。今後の社会情勢などを踏まえながらご検討に向けた研究などを続けていただけたらと思います。

続いて、継続質問に移らせていただきます。

私はこれまで耐震補強がされていない公共施設について質問を重ねてまいりました。このうち、第2体育館と文化センターの大ホールは使用が中止されることが決定しています。文化センターは年間を通じて多くの皆様が利用される重要な拠点です。しかし、築56年が経過した現在も耐震補強がされておらず、大ホールに至っては、震度6から7の大地震が発生した場合、倒壊の危険性が高いIs値0.3を下回る0.24という診断結果が出ており、建物全体としても耐震性が低いとされています。

私は、これまでの質問において、利用者と職員の安全第一を強く訴え、使用継続に対する懸念も強く訴えてまいりました。しかしながら、現在のところ、使用中止や代替場所については今後の検討課題とするというご答弁にとどまっている状況であり、現状はこのまま使用を続けていくということになります。

そうであるならば、災害発生時に、利用者や職員の安全をどう確保するのか、また、どのような具体的な対策や備えを行っているのかを確認するために、私は5月29日に文化センター館内全体の現地視察をさせていただきました。災害対策は日頃の備えが重要と常々言われています。

そこで今回は、現地を確認した状況を踏まえ、文化センターの災害時における安全対策と避難体制について質問をいたします。

まず、文化センターの非常口はどこにありますか。

社会教育課長 文化センター公民館部分になりますが、施設の外に直接つながる非常口が3か所ございます。まず1階になりますが、通常、文化センターに出入りされている南北の出入口が非常口となっており、各1か所ずつ。2階につきましては、講義室入り口手前に、北へ出られる非常口が1か所ございます。

大住文子議員 議長、ここで資料配付の許可をお願いいたします。

議長 許可いたします。

大住文子議員 ありがとうございます。タブレットの議会資料、第525回定例会、一般質問、大住の中の文化センター2階非常口をご覧ください。

防災意識を高めるために一人でも多くの方に共有させていただきたいと思い、配付をいたしました。講義室手前の北側に開放厳禁と書いてあるドアが非常口です。通常ドアはロックがかかっていますが、ドアノブを回せば、ロックは解除され、誰でも外に避難することができます。こちらの非常口を確認することができ、安心をいたしました。

次に、消防訓練はされていますでしょうか。開催時期と具体的な訓練内容を教えてください。

また、令和6年度、7年度、8年度の消防訓練の実施年月日を教えてください。

社会教育課長 消防訓練の開催時期は5月と11月でございます。

訓練の内容につきましては、消防計画に基づきまして、文化センター、体育館及び生活科学センター、こちらが合同で定期的に訓練を実施しております。消防署への通報訓練や、あと、各施設の消火器及び屋内消火栓で消火体勢を取ったり、非常ベル・非常放送設備を実際に利用しまして、避難誘導の訓練を行っております。

それと、6年度、7年度、8年度の訓練の実施日ですが、令和6年度につきましては、7月2日、11月29日、7年度につきましては、6月27日と11月28日、令和8年度につきましては、現在調整中でございます。

大住文子議員 計画に定められた5月の訓練ですけれども、令和6年度は7月、令和7年度は6月の末、そして今年度もまだ行っていないとのことです。3年連続して5月には実施されていません。遅れて実施されている理由について説明をお願いいたします。

社会教育課長 年度初めに業務が立て込んでいること、それと人事異動等によりまして、5月に予定しておりました訓練の実施が6月、7月などと遅れているような状況がございます。

この点につきまして、姫路市消防、中播消防署のほうに確認をしたところ、重要なのは、年2回の訓練を確実に実施することでありまして、やむを得ない事情等によりまして実施時期が多少遅れることについては問題ないとの回答をいただいております。

大住文子議員 消防署からは問題ないとのこと答弁でしたが、3年連続して5月に実施されていないというのは気になることです。この5月と11月に実施するのには意味があると思います。5月というのは、これから梅雨が始まり、台風も来る時期であります。また11月は気温も下がってきて、乾燥が始まり、火災が増えてくる季節であります。そういう季節に入る前にしっかりと訓練をして備えようということで設定された月なのではないのでしょうか。できる限り5月に実施できるよう、しっかりと計画を立てて実行していただきたいと思います。

次に、消防計画の中の訓練・教育の項目には、消防訓練の際、手袋や保安帽を装着させるなど、十分に安全を確保させるとの記述がございます。しかしながら、先日の現地視察において確認したところ、事務所には保安帽、いわゆる防災ヘルメットの用意はしていないとのことでした。

文化センター事務所は大ホール側にあり、公民館部分よりも建物の安全性が非常に心配される場所であります。またこの場所から通報や館内放送が行われるわけでございます。職員の方々の安全を守る観点からも、保安帽の準備が必要なのではないのでしょうか。この点についてどのように考えておられますでしょうか。

社会教育課長 ケースにもよりますが、文化センターの事務所の場合、訓練を実施する職員に

つきましては、ヘルメットなどの保安帽、こちらを準備する必要があると考えております。そのため、訓練に向けまして、ヘルメット等の保安帽を準備することと今後はいたしたいと思っております。

大住文子議員 よろしく願いいたします。

次に、消防計画の２、災害対策の中の（１）自衛消防活動について質問をさせていただきます。

ここには、災害時において防火管理者が自衛消防隊長となり、まず１点目に、自衛消防隊長の活動を統括し、全体を指揮すること、そして２点目に、火災に係る情報を集約し、消防隊に報告することとの記載がございます。

消防計画ではこのように、自衛消防隊長の重要な役割が明記されています。現在、文化センターにおける自衛消防隊長とはどなたを指すのでしょうか。

社会教育課長 自衛消防隊長は文化センター所長でございます。

大住文子議員 文化センター所長が自衛消防隊長とのことですが、消防計画を確認しますと、文化センターのみならず、生活科学センター、第１体育館の自衛消防隊長も兼任をされています。緊急を要する災害時において、１人の自衛消防隊長が３つの施設の指揮を同時に執ることになりますが、そのようなことができるのでしょうか。このことについてどのようにお考えでしょうか。

社会教育課長 この３つの施設につきましては、いずれも同一の敷地内とみなしておりまして、所管の消防署、そちらのほうとの協議の上、同一の管理対象として取り扱うことで確認をいただいております。

そのため、自衛消防隊長である所長が緊急時には速やかに各施設へ対応できる体制となっております。

また、各施設には初動対応を行う職員がおりますので、通報、避難誘導などの役割を明確にしておるところです。

こうした体制につきましては、消防計画として提出しておりまして、現時点で改善の指摘などは受けておりません。

以上のことから、現行の兼任体制で適切に対応できるものと考えております。

大住文子議員 自衛消防隊長が兼任であっても、各施設において職員が災害時の消防活動の指揮を執るといような体制ができているとの確認ができましたので、安心をいたしました。

次に、消防計画の地震発生時の自衛消防活動の中に避難誘導についての記載がございます。耐震補強のされていない文化センターにおいて、利用者と職員の命の安全を確保するには、避難誘導訓練は極めて重要な訓練と考えます。

避難訓練の中において、利用者のための避難誘導訓練の実施はされていますでしょうか。

社会教育課長 文化センターのほうでは、年２回の避難訓練を実施しておりまして、その中で利用者の皆様にもご協力をいただきながら、職員による避難誘導も行っておるところです。

大住文子議員 避難訓練の中で利用者のための避難誘導訓練の実施をされているということでしたが、その内容はどうでしょうか。実際に館内に多くの利用者が滞在している際、万が一、大災害が発生すれば、館内はパニック状態に陥って大混乱となり、非常口に一度に多くの人押し寄せ、けが人が出たり、思わぬ事故が発生する危険性が高くなります。

避難誘導訓練においては、１階小ホールや和室、２階の講義室、そして西部子育て学習センター等において、職員の方々や住民の皆様にご利用者役としてご協力をいただき、満室に近い実際の利用状況を想定した人数で行う実践的な訓練の実

施が重要であると考えます。

実際に多くの利用者が滞在している想定で訓練を行わなければ、災害発生時においてどのような混乱や問題が起きるのか検証できないからです。例えば、まず1階の和室を例に挙げます。和室を利用される方は、靴を脱いでおられますので、いざ避難するとなると、パニックの中で慌てて靴を履くのも容易ではありません。しかも、非常口から遠い東の奥に位置しているため、避難経路の距離という課題もあります。また、2階の西部子育て学習センターは、乳幼児のお子様と保護者の皆様が集まる場所です。こちらでも靴を脱いで利用されています。乳幼児の子育てには、ミルクやおむつ、お尻拭き、哺乳瓶、水筒、おもちゃなどで保護者のバッグは大きく、とても重くなります。さらにベビーカーもあるかもしれません。もし大地震が起こった場合、パニック状態で乳幼児と大きなバッグを抱え、一旦靴を履いてから階段を降りて1階の非常口に誘導するのか、それとも2階の非常口に誘導するのか。いずれの非常口にしても距離があり、乳幼児を抱えての避難は本当に大変です。

このような利用される方々の状況、避難経路の距離など、様々な問題点を洗い出し、一つ一つ解決していくことが利用者の皆様の安全を守る環境づくりにつながると思います。

このような実践的な避難誘導訓練の実施は、耐震補強のされていない文化センターだからこそ極めて重要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

社会教育課長 ご指摘のとおり、利用者の皆様の状況や避難経路上の課題を丁寧に洗い出し、一つ一つ改善していく実践的な訓練は、文化センターの安全確保にとって非常に重要であると認識をしております。一方で、実際に訓練を実施するにあたりましては、利用団体との調整、職員配置、時間確保、訓練内容などの精査など、多くの準備が必要となってまいります。現場としても容易ではない面がございます。しかしながら、こうした取組を継続し、少しでも改善を積み重ねていくことが、利用者の皆様の安全につながると考えております。今後も可能な範囲で段階的に取組を進めながら、より実効性の高い訓練となるよう努めてまいりたいと思います。

大住文子議員 利用者の皆様の安全確保のため、どうか実践的な訓練をよろしくお願いいたします。

次に、文化センターは22時まで開館しています。夜間の担当職員の勤務時間帯と、何名、在勤されておられるのか教えてください。

社会教育課長 また、夜間担当の職員は、年2回の消防訓練には参加されていますでしょうか。夜間の担当職員の勤務時間帯は14時から22時まででありまして、定時後の時間帯は職員1名で対応しております。また、夜間担当の職員につきましても、消防訓練、こちらのほうに参加はしております。

大住文子議員 夜間、多くの利用者が館内に滞在しているときに、もし大規模な地震などの災害が発生した場合、防火管理者である自衛消防隊長も不在の中、たった1名の職員で様々な状況を把握し、119番通報、館内放送、そして利用者の避難誘導などを同時に行うことは極めて困難であると考えます。この点についてはどのように認識をされておられますか。また、具体的にどのような対策を講じて利用者の安全を確保されるのかお尋ねをいたします。

社会教育課長 夜間に多数の利用者がいる状況で大規模災害が発生した場合、職員1名で状況把握、119番通報、館内放送、避難誘導と同時に行うことは極めて困難であると認識しております。マニュアルのほうでは、「建物内にいる者全員で対応する」とされておりますが、実際に職員が1名となる場合を想定しまして、初動行動の

優先順位を明確にした手順の整備、利用団体への事前説明、館内放送や自動通報装置の活用など、少人数でも対応できる体制づくりを進めております。

今後も夜間の安全確保に向けて、訓練の実施や設備改善を継続し、利用者の皆様の安全確保に努めてまいります。

大住文子議員 ただいまご答弁いただきました夜間の災害発生時に1名で対応するための優先順位を明確にした手順の整備とございました。このいわゆるそのようなマニュアルを作成していただくことは重要であると思います。それを基に日頃から訓練を重ねておくことが一番の安全対策になると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長、ここで資料配付の許可をお願いいたします。

議長 はい、許可いたします。

大住文子議員 ありがとうございます。同じくタブレットの大住の中の文化センター館内をご覧ください。

写真をご覧くださいと分かりますが、今回、文化センターの視察において、当施設には極めて多くの窓ガラスが設置されていることが確認されました。1階では、南側、北側の出入口が全面ガラス張りであるほか、小ホール、応接室、和室においても外壁の大部分がガラスとなっています。2階の講義室、西部子育て学習センターについても、外壁の大部分がガラスとなっています。

気象庁が公表している震度階級関連解説表によりますと、屋内屋外の状況として、震度5弱からまれに窓ガラスが割れて落ちる可能性が指摘されており、震度が上がるにつれ、その危険性は高まっていきます。実際に、熊本地震の際には避難所として使用される公共施設のガラスが割れ、破片が出入口に散乱したことで使用できなくなり、避難者が苛酷な環境下での生活を余儀なくされた事例も報告されています。

また、京都市が公表している窓ガラスの地震対策に関する資料がございます。その内容を要約しますと、地震発生時に窓ガラスが割れ、落下するおそれが極めて高い建築物の特徴として、次の2つの条件が上げられています。1点目は、昭和54年3月31日以前に着工された建築物であることです。この時期の建物は、ガラスの施工に硬化パテが使用されている可能性が高く、経年劣化したパテによってガラスがサッシ本体に固定されてしまいます。その結果、地震の激しい揺れにガラスが耐え切れずに破損しやすくなると指摘されています。2点目は、道路または避難路に面している壁に固定窓、いわゆるはめ殺し窓があることです。ガラスの面積が大きいほど、その危険性はさらに増すとされています。

文化センターにおいては、昭和45年の竣工であり、指摘されている昭和54年以前の建築物の対象となります。利用者の皆様の安全を守るためにも、早急に飛散防止フィルムを貼る等の安全対策が必要ではないでしょうか。見解をお聞きます。

社会教育課長 ご指摘のとおり、昭和54年以前の建築物では、硬化パテの劣化により窓ガラスが破損しやすくなるという可能性がございます。文化センターも該当することから、地震時のガラス飛散対策は重要であると認識はしております。しかしながら、施設全ての窓に飛散防止フィルムを施工することは、多額の費用を要し、対応することが困難です。このため、まず家具・備品の配置などの見直しによるガラス周辺の滞留防止、それと、窓付近への立入り抑制や動線の変更、それと注意喚起の掲示による利用者への周知、また、カーテン・ブラインドの活用による飛散時の一時的な抑制など、費用を抑ええた代替措置を講じることで、利用者の安全確保に努めてまいります。

今後も限られた財源の中で効果的な対策を検討いたしまして、段階的に改善を進めていきたいと思ひます。

大住文子議員 窓ガラスに対して安全対策をお示しいただきました。

南北の出入口なんですけども、ここは何より利用者の皆様が避難する通り道ありますので、この南北の2か所の出入口だけでも飛散防止フィルムの貼付の安全対策をご検討いただけたらと思ひています。

ここで1点提案がございます。災害はいつどこで起こるか分かりません。防災意識の向上と安全対策のために、文化センターに限らず、エルデホールなど本町の公共施設において、大勢の方が利用する会合やイベントが開催されるときに、司会者や主催者から非常口の場所と避難経路をアナウンスすることをルール化してはどうでしょうか。皆様も映画館などで非常口を案内するアナウンスを聞いたことがあると思ひます。アナウンスによって非常口はあそこにあるのかと参加者全員が一瞬で確認することができ、一気に防災意識が高まると考えます。

例えば施設を貸し出す際には、受付の際に、会合の前にこの文章を読み上げてくださひと伝えて、アナウンス原稿をラミネートされたカードを手渡すような形にしてはいかがでしょうか。そのカードには、例えば、「開会に先立ち、皆様に非常口のご案内をいたします。非常口は後方左右にございます。万が一、地震や火災が発生した場合は、職員の指示に従って落ち着いて避難をしてください。」このような短いアナウンス原稿をあらかじめ用意しておけば、主催者側もアナウンスしやすく、職員の負担にもなりません。時間もお金もかけることなく、公共施設を利用される全ての皆様の防災意識を高めることができると考えます。本町の見解をお伺ひいたします。

総務課長 町の公共施設では、消防法に基づきまして、消防設備点検、機器点検と総合点検になりますが、それらの実施で姫路市消防局への提出を行い、不備があればその都度改善、また場合によっては消防局の指導も受けております。

その中で、非常口の場所、それから避難経路につきましては、火災や地震などの災害時に建物内にいる人々が安全かつスムーズに屋外へ避難するために大切な設備となります。これらにつきまして、ご提案の会合やイベント時のアナウンスということでございますが、演出の都合などで非常口の誘導灯などの明かりですね、誘導灯の明かりを消灯する場合には、事前のアナウンスが必要というふうになっておりますが、それ以外では特にアナウンスの規制というのはない状態でございます。

町といたしましては、アナウンス原稿のカード作成というような形は考えていないところでございますが、避難経路図を作成掲示や適切な誘導灯の管理、運用を行い、これからも消防法を遵守してまいる中で、引き続きご利用の皆様の安全確保と適切な施設運営を進めてまいります。

大住文子議員 分かりました。今回の質問を通して、文化センターの災害時における安全対策と避難体制について、様々確認をすることができました。また、必要な安全対策につきましても、前向きなご答弁をいただき、利用者と職員の命を守る姿勢を感じるすることができました。これからも安全を確保する取組を進めていただくことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、大住文子議員の一般質問を終わります。

次、8番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1、諸情勢の変化にともなう財政への影響について（金利上昇が与える影響、諸物価高騰・諸物資の調達難による影響）

2、兵庫県の「起債許可団体」移行にかかる本町への影響

3、人口減少影響と諸計画・ビジョンについて

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 失礼いたします。三輪でございます。議長からご案内のあったことについて質問をさせていただきます。

まず、諸情勢の変化に伴う財政への影響についてであります。

財政への影響は短期、特に一番短いことといえば本年度、そしてそれ以降となります中長期というくりにすればいいのかなと思っておりますが、そのことについて問わせていただきます。

また、昨日の同僚議員の質問とも重複することがございますが、それについてはご容赦を頂戴したいと思います。

最初に質問に入る前にですね、状況の中で、日銀が16日に政策金利を上げております。そのこともちょっと付け加えさせていただいて一般質問とさせていただいております。政策金利発表が16日でしたので、私の一般質問の提出はその前でしたので、申し訳ございませんがそれも付け加えさせていただきたいと思うのです。

そうしましたら質問に入らせていただきます。本町におきましては、数年前から年間数億円の赤字が継続しており、その中で、自治体の貯金であります財政調整基金が大きく減少しておりました。そして今後も赤字が継続していくとすれば、継続的な自治体の運営に赤信号がともる状況であったと私は個人的には思っていたのですが、その中で町行政のご理解もあってですね、行政改革調査特別委員会を設けることも含めて、いろいろな対策といいますか、町側の考えがこれを具現化していこうということになったのであります。

その中で、しかし、その当時から兆しのあった変化、兆しといいますのはその当時も長期金利は上昇傾向にあったわけなんです、それが今変化が拡大しております。また新たな諸情勢、中東情勢でありますとか、そういったことの影響も出てきておりますので、本町の財政に与える影響が増大すると考えられることについての本町の考え方、あるいは方向性を問うものであります。

まず1つ目の金利上昇についてであります。

申し上げたように金利が上昇局面にあったのですが、その中で今、申し上げた金利の指標となる10年物の国債の金利が、日銀が発表した16日と同じ日の10年物国債の金利は2.6%台で、この1年前については1%台前半でありました。ですので、大幅に上昇しているということになります。そのような中、何回も申し上げますように、日銀は16日に政策金利を0.25%上げて、1%としてですね、1995年以来、約30年ぶりの水準に引き上げたのであります。

そして、その引き上げた理由についてもちょっと述べさせていただきます。理由は大きく2つと副総裁のインタビューであったと思うのですが、物価上昇率が日銀政策目標2%としております。これからですね、上振れするリスクがあると認識しておって、そして物価高に対して後手に回ることにはあってはならないという考え方があるとの報道でありました。そして2つ目ですが、物価高が見込まれると、それに見合う高い利回りを投資家は求めて長期金利は押し上げられるとされております。ですので、それを長期金利の押し上げを避けたいという観点から日銀は政策金利を上げたということになります。つまり、言い換えると、今の局面では利上げを進めてインフレへの懸念を抑えられれば、長期金利の安定につながり得るということなんだそうであります。そういったことがありました。

とはいえ、過去しばらく前は長期にわたり金利はほぼゼロという時代から、金

利を認識する時代に戻ったという言い方をさせていただきたいんですが、財政担当者にとっては、これまでの財政運営の前提が見直されるというべき、そんなふうに私は個人的には考えております。

そして、これをですね、財政規律を再点検する機会と認識すべきと思っております。起債でありますとか基金の管理を高度化していくことが求められていく時代になったと思うのであります。

この金利上昇という局面であります。自治体への直接的な影響は3つあると思っております。大きな影響でありますけど。1つ目は公債費、地方債発行にかかるコストの増加であります。そして2つ目として、短期となります一時借入金利息の上昇もついて回ります。この2点はマイナス面ではありますが、3つ目として基金を運用している利回りの改善という、これはプラスの影響等になります。ようが、こういった影響が生じることになろうかと思っております。

最初に申し上げました金利上昇による公債費の増加は、遠巻きながらとはいいますが、健全化判断比率の悪化にも影響しますことから、金利上昇の影響をつかむ必要は必然といいますか、財政的にもやってほしいなと思うのであります。

その中で、まず1つ目の公債費、地方債コストの増加に係る内容であります。今、申し上げた公債費、一時借入金利息の上昇、そして基金運用の利回り改善、今この申し上げた3つの中では最も影響度が大きい。なおかつ期間的には中長期的に影響が出てくるものであらうと思うのです。

その中で、特に本町におきましては、新規発行債の利払いの負担が増えてまいります。この点につきましては、昨日の同僚議員の質問にもあったところであります。この影響としますとですね、1つ目に、単に公債費負担が増えるだけではなくてですね、公共施設等の管理計画ですとか事業の採算性評価（費用対効果）というところにも影響が及ぶものと認識をしております。事業が大きいほどその影響も大きくなるということでもあります。2つ目といたしましては金利コストの増加により、事業の優先順位の見直しや事業規模の縮小、あるいは事業の延期なども生じる可能性があると思っております。

その中で、初歩的な質問となりますが、質問に入らせていただきます。

令和8年度予算における各起債の設定利率は当然設定されてると思うんですが、その利率と、現時点において想定される利率との差異はつかんでいらっしゃるのかというところであります。そして、こういった理由でその差異が生じるとつかまれたのかも併せて質問とさせていただきます。

企画財政課長 令和8年度予算における各起債の設定利率から今後、差異が生じるかいうことでございますが、牛尾成利議員の一般質問の中でも答弁いたしましたとおり400万円程度差異が生じます。これは独自試算によるものでございます。長期債元金の減少と長期債利子の増加が元利償還払いの方法になっておりますので、同程度となるため、現時点では予算内で収まると見込んでおります。

三輪一朝議員 分かりました。当然つかんでいらっしゃるということで、それは課長としてはそのことはつかんでいらっしゃるというところではありますが、そして次の質問になります。物価上昇分を除いてですね、試算をしていらっしゃるということなんですが、その中でですね、当町に確認となるんですが、私の記憶ではないと思っておるのですが、既発行債の借換えということになるんですが、超低金利時代に発行された地方債が満期を迎えて借換え債ということをして本町がしているのではないという記憶があるのですが、確認ということになります。本町が既発行債の借換えということは対象となるのかお尋ねいたします。

企画財政課長 現在の地方債の借入れについては、質問議員言われたような借入れは行ってお

りません。それと、昨今の金利上昇局面の中で、地方債を借り換えするとなりますと、金利負担が上昇いたしますので、既発行債の借換えを行う予定はございません。

三輪一朝議員 今、課長おっしゃったのは当然の借換えにかかるリスクも当然把握してらっしゃるところであります。

次に、長期金利に係る起債の発行の次になりますが、一時借入金の利息の上昇に係るものであります。

影響度としては起債の発行よりはちっちゃくて、そして即時的に本年度に影響してくるものとあります。整理をしておきますと、会計年度内の短期的な資金繰りコストの増ということになりまして、税収等が入る時期と経費を支払う時期のずれを埋めるために一時借入れを本町におきましても行っておるものであります。

一時借入金の金利は、政策金利の動向に敏感な短期金利にほぼ連動するとされておりまして、これまでゼロ近辺で推移してきた一時借入金の金利（支払い利息）の金額が大きくなっていくということになります。

このことについての質問となりますが、一時借入額とその借入期間の見込みについては現時点において令和8年度予算案構築時との差異が生じるかなどの確認をしているのかお尋ねします。

また確認した結果、どうだったのかにつきましてもお尋ねをいたします。

会計管理者 一時借入金は、歳入と歳出とが調和を欠いて歳出予算内の支出現金が不足した場合に、これを補てんするために認められている借入金です。令和8年度の予算では、資金不足となる1月半ばから出納閉鎖期間までの5か月間、一時借入金額15億円、利息550万円と想定し、さらに予備に一時借入金3億円、利息140万円を見込んでおります。

あわせて、一時借入金のほか、基金の繰替えという手法もございます。財政調整基金の流動的な部分7億8,000万円をはじめ、土地開発基金3億4,000万円、ふるさと応援基金3億5,000万円を一時借入金より優先して繰り替えすることで、有利な利息で活用することができます。

利息は、繰替え運用が0.3%、一時借入金の参考の利息が1.2%です。

令和8年度の今後の収支の状況を見ながら、これらを実行してまいります。

三輪一朝議員 そういったことも当然やっておられるところでもありますので、今後も、後で申し上げますけども、日銀の発表が急激になるやもしれないということを申し上げますので、その動向もきちんと見ていただくようお願いしたいのであります。

そうしましたら次の質問なんですが、今、回答いただいた中身で次の質問の回答も実質いただいておりますので、その次なんですが、金利上昇の影響についてなんですけど、出納室が管理される歳計現金の管理水準を低下させることにはならないと個人的には思うのであります。また、本町の財政が厳しい状況にあることからですね、企画財政課と出納室はこれまで以上に緊密に連携してキャッシュフローの精度を高め、一時借入額と借入期間を可能な限り圧縮する努力に係るその方向性などは進めていらっしゃるのか、そういったことにつきましてもお尋ねいたします。

会計管理者 議員のおっしゃるように、まず企画財政課、出納室は緊密に連携した上で、収支の予定をつぶさに把握すること、そして一時借入金や基金の繰替え運用を組み合わせ収支を実行するなどして、借入期間を可能な限り圧縮するよう、適正な公金運用に努めます。

以上です。

三輪一朝議員 それもよくよくお願いいたします。

そして、これは多分ないと思ってるんですが、これも確認なんです、次の質問で令和8年度予算編成において金利上昇をもし織り込んでいたとするならばですね、その金利上昇を織り込んだ予算計上としたことで、他の施策に係る予算を縮小するなどの影響はあったのか。今となつての質問なんです、これにつきましてもご答弁をお願いします。

企画財政課長 令和8年度当初予算では、公債費のうち一時借入金を含む利子が金利上昇により、前年度から3,200万円増加いたしました。元金が過去の地方債の償還終了などにより、前年度から4,670万円減少したため、公債費全体では、1,470万円の減となりまして、他の予算を縮小するような影響はございませんでした。逆に、この減分をほかの予算に回したという状況でございます。

三輪一朝議員 分かりました。そうしましたら次、3番目の金利運用利回りの改善というところに移らせていただきます。

今もその関係でご答弁も頂戴したのですが、金利運用利回りがプラスになって、これは中期的にも影響があっても影響度としては基金の金額がそれほど本町は大きくないので影響としては中、あるいは小なのかもしれませんが、今申し上げたように金利上昇は、あと会計管理者もおっしゃったように自治体が保有する各種基金、財調とか減債基金とか、そういったところについてはプラスの材料となるものであります。

その中で超低金利の下ではですね、「基金は積み立てても運用益が期待できない」状況であったと個人的には思っているわけですが、今後はその基金運用による歳入増が財政運営のテーマの位置づけにおいて上位に移行するなどの庁内での見直しの対象となるのか、この点についてお尋ねをいたします。

企画財政課長 基金の運用益、預金利息になるんですけども、これにつきましては、借入金利の大幅な上昇に比しまして、それほど上昇はしておりません。また、大多数の基金は毎年取崩しを行いまして、残高が減少してきており、財政調整基金やふるさと応援基金のようなまとまった基金残高のあるものについては、先ほども会計管理者が申しましたとおり、一時借入金を抑制するために繰替え運用を行っているところで、基金運用益による歳入の増加は、現在のところ限定的であるため、財政の運営におきまして、特に取り上げるべき対象とは考えておりません。

三輪一朝議員 分かりました。当然そういったご回答も出てくるだろうということでは思っております。

そうしましたら、今度金利上昇に係る一般会計ではなくて公営企業の関係になるんですが、この公営企業会計への影響についてそのコスト増となつてですね、最終的に料金改定の圧力となろうかと思うのです。ですので、企画財政課は上下水道課とともに金利上昇リスクに関する情報を共有し、全庁的な影響を把握する必要があるということについての見解はどうなのか、両課長にお尋ねをいたします。

上下水道課長 公営企業会計につきましては、議員おっしゃいますように金利の上昇は3条予算の支払利息の増につながりまして、料金改定を早める要因となります。冒頭で議員お話されましたように、先日も日銀が政策金利の引上げを決定したところでございまして、主要なシンクタンクなどでは中長期的には日銀は金利を2%前後まで引き上げるのではと予想をしている機関もございます。

そういった中で、影響の把握ということではございますが、現在、下水道事業では経営戦略を策定中でございまして、水道事業においても大型事業を進める中で、物価上昇による事業費の増大が及ぼす影響を盛り込んで、現在財政計画を見直しているところでございます。この計画の中に、議員おっしゃいます金利上昇の予

測シナリオを盛り込みまして、その影響額を把握していきたいというふうに考えております。

企画財政課長 一般会計から下水道事業会計に対しては繰り出しを行っており、金利の上昇が最終的には繰出金の増加につながっていくことが予想されますので、上下水道課とは、金利上昇による影響につきまして情報共有を行うとともに、影響額を把握することにより、金利上昇リスクの低減方策を検討してまいります。

三輪一朝議員 それにつきましても十二分な調整をお願いしたいと存じます。

そして本年度、あるいは次年度以降も金利上昇に係る影響が出てきます。特に今後についてはですね、またしばらくしますと、令和9年度という新年度の予算編成がいずれ近い数か月後にやっております。今、上下水道課長からいただきましたように政策金利が2%ということもありまして、その情報も流れておることは確かなんですが、そしてこの予算編成ということに限れば、当然起債なりということが主な影響となるということが考えられるということからですね、公債費に係るその支払い利息は複数のシナリオで試算を行う必要があると私は思うのであります。例えば金利が現状維持、この冬に予算編成をされる時のパーセンテージがどうだったか、その現状維持、それに対して0.5%上回った場合とか、あるいは1.0%上回った場合とか、例えばそういった3パターンの程度で試算する必要性といいますか、いろんなパターンを考えた上で、今、財政的にまだまだ厳しい局面であります、こういった金利の場合はどこまで住民サービスに係る施策ができるのかということも、町長といたしましても、できるだけ町民に対しての、住民に対しての施策を充足させたいという思いがありましようから、そういった複数のシナリオにおける試算ということが必要であろうと思うのですが、このことについての認識はどうか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 今後も金利の上昇が見込まれますので、新年度予算編成時には、質問議員がおっしゃるような試算を行う必要性はあると考えております。

三輪一朝議員 ある意味柔軟な予算の編成のための大切な資料となろうかと思っておりますので、よろしくおっしゃりたいと思います。

そして、その金利に係るところで日銀の今後の状況ですが、何度も申し上げますように、上下水道課長がおっしゃったように政策金利2%ぐらいというふうな情報もあります。といいましても金融環境は依然緩和的だという認識があるようです。そしてなおかつ経済、物価、金融情勢に応じて引き続き政策金利を上げていくと副総裁は申されております。そして元日銀総裁でありました白川さんという方もコメントを発表していらっしゃる、これについてはですね、同様の金利が上がっていく方向だろうということですが、その中でこれまで申し上げましたよりも、より強い口調なんです、現在の経済物価と金利水準は見合っていないという、元日銀総裁であられた白川さんがおっしゃっておられますので、こういったことも受けての金利上昇局面は続くのであろうということをおもうのであります。

次、金利に引き続いてですが、諸物価高騰・諸物資の調達難に係る本町の影響であります。

物価上昇局面に、中東情勢の影響が加わっております。アメリカとイランの調印、これも不十分なものと私は見ておるんですが、一応は不十分なものであっても調印をしていこうということになってるんですが、こういった影響が加わりまして、石油由来製品をはじめとして我が国では各方面に影響が出てございます。製品が入荷しない、あるいは入荷しても小ロットである上に、著しい価格上昇が付きまとう場合が少なくないように捉えさせていただいております。

その中でお尋ねしたいのですが、本年度に限ってという質問になるんですが、本年度の公共工事を実施するにあたり、原材料の確保あるいは要員確保などの広範囲の情報収集、物が入ってこないとか価格がどのように高騰してるのかと、そういった情報等々なんですが、こういった情報収集については実施していると思われるのですが、その状況についてお尋ねをいたします。

まちづくり課長 まず原材料の確保に関わる情報ですが、ニュースや新聞等の報道もさることながら、工事業者の生の声を聞くことが実際の動向を把握できると考えております。土木工事に関しましては、塩ビ管は発注しても何とか遅れて入ってきている状況でありまして、コンクリート等の値段も上昇しましたが、支障なく調達できている状況とは確認しております。

建築工事につきましては、土木工事と同様に塩ビ管、それと断熱材、ケーブル等が手に入りにくいと聞いています。消防署の建設工事においては、それら材料が本格的に必要となるのは12月以降ではございますが、早めに確保するよう業者に指示しているところでございます。

また、要員の確保に関しましては、物価高騰の影響で従業員の給与が圧迫されることによる離職等が懸念されますが、今のところはそういったことは聞いておりません。

今後も業者の状況を把握しながら、県とも情報交換を行い、適切に対応していきたいというふうに思っております。

上下水道課長 公営企業会計のほうでございますが、これは中東情勢の影響が出始める少し前からできる限りのことを行ってまいりました。業者との間での情報共有や、時には材料の販売店に直接状況を尋ねたりして、最新の情報を得るようにしております。

具体的な成果としましては、現在、大型工事として八反田水管橋の耐震補強工事を行っております。秋からは塗装工事を進めていく予定としておりますが、その塗料についてはナフサ由来となりまして、全国的に品薄が心配されております。こういった材料については、業者に早めの確保を指示いたしまして、塗料については既に業者のほうで確保ができております。

それから要員の確保につきましては、資金繰りやコスト上昇に伴う中小企業の経営、ひいては雇用への影響も心配されておりますが、現在のところはそういった中東情勢による働き手の問題は聞いておりません。

先日からイランとアメリカの覚書締結の報道もございますけれども、まだまだ予断を許さない状況だと考えておりますので、今後もできる限りの情報を集めて、コスト削減に努めていきたいというふうに考えております。

三輪一朝議員 十二分過ぎるといってもないんですが、十二分とも言える情報収集をお願いしたいと存じます。

次になんですが、これも昨日の同僚議員からの質問があった中身と重複いたしますが、強い物価上昇局面でございます。ですので、公共工事請負代金、その中には人件費、あるいは原材料費等々、上昇が見込まれるというところなんですが、令和8年度当初予算から変化する額の想定といいますか、つかんでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

まちづくり課長 令和8年度の予算編成時におきまして、土木工事に係る予算については、コンクリートの資材単価は大幅に上昇することが予測されていたため、その上昇分を見込んで積算をしておりました。ただ、そのほかの資材等につきましては、編成時点では不明であったため、上昇分を見込んで積算はしておりません。

上下水道課長 公営企業会計のほうでございますが、令和8年度の予算編成時においては、労

務単価の上昇はある程度予測できておりましたので予算に反映をさせております。しかしながら、資材関係については、当時、業者自体も材料の上昇分を適正に見積もることができませんでしたので、市場価格の予想は難しく、物価資料どおりの設計として予算組みをしておるところでございます。

議 長 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。
会議の再開を１３時といたします。

◇

休憩 午前 １１時 ５９分
再開 午後 １時 ００分

◇

議 長 会議を再開いたします。

三輪一朝議員 午前中に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

次、２つ目の大きなテーマとしております本県、兵庫県の起債許可団体移行に係る本町への影響でございます。

この点につきましても同僚議員の昨日の質問の中でもあった部分と重なるわけですが、重複となりますけれども、県は今年８月にもですね、県債発行に係る国の許可が必要とされる起債許可団体に移行する見通しとされるということであります。多くの新聞にも載っておったところで、多くの方もご存じのことと存じ上げるところであります。

この起債許可団体となりますとですね、国に対して、財政の健全化に向けた計画の提出が必要となります。つまり、この計画というのは、そこそこ縛りを受けるところになるわけですが、その中で報道によりますと知事は公共工事の大幅な削減は避けられないとして、工事の優先順位を判断したいという言葉でありました。

その中での質問なんです、県の起債額というのは事業のニーズ、重要性とかで変化するわけですが、令和７年度起債額をベースとした場合、今年はまだ令和８年度になってますが、今後も含めてなんです、最短、方向性でも分かればという意味合いの質問になるんですが、何割減少するなどとの情報を本町はつかもうとしていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 県に公共工事の予算削減、またその割合について確認を行いましたところ、６月議会において、大幅な投資事業の削減は避けられないとの答弁があったと承知していますが、今後具体的な事業への影響がどう生じるのかは現時点では不明であるというふうに聞いております。

三輪一朝議員 と申しましてもですね。県が毎年３月に示しておりますひょうごインフラ整備プログラム、従来、社会基盤整備プログラムですね、略して社基プロとかっていったと思うんですが、本町もですね、かなりの箇所の県による整備がその計画の中に入っております。本町には１７か所の整備予定箇所というものが示されてございまして、その前期と後期と２つに分けられて書いてあるのですが、前期がその令和１０年度までというくくりになっておるのですが、この１０年度までに実質的に７か所が完工予定と読み取れるわけでありまして。

これまでも西田原姫路線の拡幅の問題でありますとか、決定ではないということから何回も延伸されてきてしまったということも地域住民も含めて理解しているところでもあります。ですので、この７か所についてですね、完工の遅延ですとか、あるいは規模の縮小であるとか、そういったことにならないようにですね、この４月から技監が不在となつてございましてことからも積極的にこの７か所、令和１０年度までに完工を必ず進めていただくようなその活動を願いたい、この

ことについてどのようなことを予定していращやるのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 県道や河川、砂防の事業進捗に係る要望につきましては、この4月14日に姫路土木事務所におきまして姫路土木事務所長、福崎事業所長に町長と私が、5月15日に県庁におきまして、部長、次長含め関係課長に町長と私が行っております。

町としましては、要望時には必ず事業進捗に向けて、町としてしっかり協力して進めていくことも約束しています。

なお、技監は不在となっていますが、これまで同様、福崎事業所に職員を派遣しているため、町の技術系職員の人材育成の観点だけではなく、県土木事務所とのパイプ役として、担当者レベルで情報共有ができることを期待しているところです。

また、今後の予定としましては、7月2日に県側は姫路土木事務所長、福崎事業所長ほか、福崎事業所の関係課長、町側は町長、副町長、まちづくり課職員が出席する県事業と町事業の事業連絡調整会議を開催する予定がございますので、その会議においても町の事業進捗に向けた協力と着実なる事業の進捗を要望する予定でございます。

三輪一朝議員 要望をしていただくのは当然ありがたいんですが、知事が発せられた言葉、大幅な削減は避けられないというところがあるんですね、どこまでどうなのかというのが当然、町も読み取れてないところでありましょうから、特に西田原姫路線などはもう何度も申し上げるように何回も遅延になってございます。あそこは田尻自治会のお子さんが非常に多く通る通学路になっておりますから、ぜひぜひ特に遅延しているところを重点に、こちらとしては要望したいのですが、その進捗につきましても各段の手續をお願いしたいと思います。

このことについて質問予定にはございませんが、町長のご見解を答弁で頂戴したいと思います。

町長 私もですね、春先だけにかかわらずなんですけれども、姫路の土木事務所長、そして県の本庁のですね、土木部長、次長、それぞれ道路街路課長を含めてですね、この道路事業、砂防事業、河川の浚渫等々ですね、全ての県がしてくださっている事業について、図面に示してですね、着工はしてくださっているけれども、進捗がもうしっかりとやってほしいということは、もう毎年毎年必ず言ってですね、要望を重ねております。そういった意味でですね、しっかりと認識はしていただいているんですが、今、質問議員がおっしゃったように、県側の事情もあるのかもしれませんが、町としてはしっかりと事業の推進の要望はしていきたいと、こういう覚悟でおります。

三輪一朝議員 重ねてのお願いとなりますが、それはぜひぜひお願いしたいと思うのであります。

そうしましたら、次の大きなテーマに移らせていただきます。

人口が減少しております。このことにつきましては昨年、令和7年度に行われました国勢調査の速報値がですね、発表されてございます。その数値によりますと、福崎町は前回となる5年前から5.41%の減少、人数でいいますと1,048人減少した、そして人口は1万8,329人であったとのことであります。

それと、一方ではですね、本町におきましては人口に係る人口ビジョン、福崎町人口ビジョンというものがございます。これは昨年6月にオープンになったものでありまして、5年ごとの将来人口を福崎町独自ということでそれも特別に意味を持ってということで、福崎町が独自に推計したんだということが書いてございます。それによりますと、今から4年先となります2030年時点の推計値と

ということになりますと、先ほどの1万8,329人という国勢調査の数字から、推計値はですね、それより多い1万8,486人となっています。つまり昨年10月1日付の国勢調査でありましたから、先ほど申し上げた1万8,329人であって、町が推計とはいえ、5年後の2030年の人口推計値から比べると150人ほど下回っているということになっております。

人口というものは各計画にも影響してくるものであらうと思います。本町にもいろんな計画がございます。その中で質問に入るわけなんですけど、この2030年時点の予想人口、何回も申し上げますとおり、1万8,486人と比べて早期に5年も早くですね、その数値もほぼ下回っているという、そういった状況になっておるのですが、こういった状況にあるということも人口ビジョンとが推計値と実値が異なるということについて、人口減少が進展していることについて把握していらっしゃったのか、そのことについてお尋ねをいたします。

企画財政課長　ここまで国勢調査人口が減少することは把握できておりませんでした。

三輪一朝議員　ただ広報ふくさきにも毎月ですね、前々月となりましょうか、そのときの人口も載っておりますので、急に人口が広報ふくさきで上回るということもなかなかなかったと思うので、国勢調査が出てくればその数値と比べると少ないのは言えるんですけど、その時々 of 広報に載ってる人口も見ておられたはずだとは思っております。

そうしますと、次の質問になるんですが、人口が動くということは死亡とか出生、これは別の言葉で言うと自然減になります。そして、転入、そして転出は社会減という言葉にもなりますが、この状態ですね、それぞれ数字が分かるはずでありますから、人口ビジョンの策定値と比較するなどのですね、数値の把握はできるんであらうと私は思うのでありますけど、その数値の乖離というものと、人口ビジョンを設定したときの想定してある数字があると思うんですが、その数値が把握できていない、つまり乖離を把握していたのではないかと思うのですが、このことについてはどうでしょうか。

企画財政課長　自然増減・社会増減の状況を住民基本台帳での自然増減・社会増減の数値と比較しますと、人口ビジョン策定時には、この住民基本台帳、令和5年の数値までは把握しておりまして、これを用いておりますが、この人口ビジョン策定時には自然減が緩やかに進行し、社会増減が均衡すると仮定しておりました。それで町独自推計の令和7年人口については、1万9,041人としておりましたが、今回の国勢調査人口の速報値は1万8,329人となりまして、712人の乖離が生じております。令和2年国勢調査人口1万9,377人と比較しますと、先ほど質問議員言われましたとおり、1,048人の減となっております。過去5年、令和3年から7年の累計の住民基本台帳データでは、自然減が567人、社会減が60人ということで、600人程度の減少はこちらで把握できました。それ以外、住基以外の要因による400人程度の減少要因はちょっとつかんでおりません。

三輪一朝議員　いろんな減少という中でも、今、課長おっしゃったように、そういった数値はつかんでおられるのですが、つかみづらいということで私が個人的に思いますのは、大学がある中で、その寮に入ってもらってる方々の増減であったりとか、あるいは企業が雇用されている外国人労働者、これも流動的なものの一つであらうとは思いますが。それはつかみにくいとはいえ、ただただその人口ビジョンと国勢調査の人口との乖離としては結果的に大きくなったということは言えるのではないかと思うんです。今後もどのようになるか分かりづらいということ、人口というのはあるとは思いますが、その中で、これまでの質問の中でですね、申し

上げた金利の上昇とか物価上昇とか、物価上昇するとそれに追いつこうとして人件費、給料が上がってくると思うのですが、ただただそういった変化が大きいと、そういった社会的な変化ですね、が大きいと、若い夫婦が福崎町に移住されるという永続的な転入増とか、あるいはそれによる合計特殊出生率の上昇とか、なかなかそういった楽天的な推定が今後しにくいんじゃないかということは思うのであります。変化が大きいと、若者の行動は変わってくる、我々もそうなんでありますが、そんなことが言えると思うのです。

それとあと、国勢調査の中での数値があった中で、それで言われたことが全国的に出生数の低下が急激に減少しておって、国が考えておった15年先の出生数見込みにまで低下してしまっているということがあります。予期していなかったということが、こういったところにも出ているわけですが、ということで婚姻数の減少とか晩婚化の進展に結びつくと考えております。

人口に係る推計値もですね、いろいろな状況が変わっておりますので推計というものを見直していくべきという考えで、私は柔軟に考えるべきだという立場の考えでおるわけです。

その中で質問をさせていただくのですが、人口ビジョンは計画という名前がついてございません。人口ビジョンであります。とはいえ、将来人口についてあまりにも実態との乖離があればですね、ビジョンでもなくなるし、言葉がよくないでしょうが、絵に描いた餅とも言えにくいということにもなってこようかと思えます。この長期に及ぶビジョンでありますから現実に合わせて早急な見直しを提案したいと思うのですが、町長のお考えはどうか、お尋ねをいたします。

町長 この人口ビジョンは令和7年6月に策定したものでございます。今の人口はですね、質問議員がおっしゃったように、人口ビジョンのとおりにはなっておりませんが、総合戦略の基本目標・施策・アクションプランの内容にですね、大きな私は影響を与えるものではないというふうに思っております。次期総合戦略策定時にですね、見直していったらよいのではないかなと、このように考えているところでございます。

三輪一朝議員 次回の見直し時にというところではありますが、今、町長も申された総合計画なりをはじめとしたいろんな計画があります。それについては数値は影響しないんだというところでは、今、町長はおっしゃられたわけなんです、ただそうすると、大きな町の勢いといいますか、商工業の発展とかにも影響がしてくる人口でありますから、その将来人口を人口ビジョンとして一応定めました、推定しました、その中で人口減少が進展しているところですので、そうすると今、町長も申されました総合計画にあるいろんな施策がございまして。公共施設の管理計画などありますが、このような諸施策と現実とのその整合性というものも出てまいります、その人口というものは特段、重視しないという考えでありましたら、次の質問であります、本町はいろんな施策のアクセルを踏み込むのか、いやもうそのままだよと、関係ないよとおっしゃるのか、その人口に係る諸計画は見直すとはおっしゃっておりますが、いかに諸計画も併せての人口のなるべく緩やかな減少というところでの町長がどう施策をして実施されてるのか、されていこうとしているのか町長のお考えを聞きたいと思います。

町長 福崎町の最上位の計画に総合計画がございまして、もっともっと2万人ぐらいな計画がもともとあったものをですね、少しずつ実態に合わせてというような形で目標人口も少なくしてきたというところがございまして。今回の人口ビジョンはですね、実は国からですね。合計特殊出生率を1.8を目指してほしいということが最初ございましてですね、ですから福崎町も1.8というのをもう前提とし

てさせていただいたんです。そのときの福崎町の合計特殊出生率は1.58でございました。中播磨地区でも一番高かったんですね。姫路よりも高い、市川よりも高い、神河よりも高かったと思います。何とか1.8に持っていきたいという希望も含めましてですね、この3期のこの人口ビジョンは今言ったような総合計画や人口ビジョンにも出ておりますような1万8,500人、目標の年数はちょっと違います、年次は違いますが、そういった計画をさせていただきました。それがちょっと乖離が出てるとするのは少し残念な思いはするんですけども、もう10年、15年前の話をさせていただいたらですね、いろんな推計比べてですね、まだそれにプラス1,000人上乗せするとか2,000人上乗せしようとかいうような、それは夢の部分なんだと、難しいかもしれへんけど夢の部分なんだというような計画をしてきた時期もございました。けれども今はですね、それはちょっと問題があるだろうということですね、できるだけこの推計値に合ったようなですね、人口目標をやっていこうということにしております。

今回人口推計が少し狂ったのはですね、非常に残念なんですけど、今、企財課長が言いましたように、ちょっと減少要因が分からない人口減少が400人ほどあります。今、質問議員がおっしゃったようにですね、大学生の下宿した人数の増減でありますとか、外国人の企業勤められている方の人口によって増減があるんだろうなということをおっしゃっておられましたけど、実際にその部分はあると思っております。大学はですね、今年、入学者の数が非常に増えたということを聞いておりますので、国勢調査の調査日がですね、1年ずれておればですね、もうちょっとよかったかもしれせん。

そういったこともありますので、もう今すぐ見直すということはずともですね、しばらくこういう減少傾向にあるということは念頭に置きながらも、推移を見守っていききたいなというふうに思っております。そういうことは前提といたしましてですね、私は以前から申し上げておりますが、人口減少はある程度受け入れざるを得ないとは思っておりますが、町に魅力があり、住んでよかった、住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを進めることによって人口減少をできるだけ緩やかにしたいと思っております。こういった視点で、今後も総合計画、総合戦略などの計画にある施策を着実に実行していくことで、人口減少を少しでも食い止めていきたいと、このように考えているところでございます。

三輪一朝議員 人口、なかなかそのつかみどころが難しいということも思うのですが、とはいえ人口の増減がこの5年間で十数%低下した自治体もございますので、十数%ということは根本的に異なるという、つまり異なるというのは、施策的に政策的に、また、税収的にも変わってまいりましょうし、そういったところで、このデータというものをいかにつかむかと、それと早急につかむか、どう感じ取るのかということも含めた総括的な質問とさせていただいたつもりであります。

そうしましたら、以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、安全な町づくり
- 2、文珠荘について
- 3、「行政改革」について
- 4、教育について
- 5、環境問題について

以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。小林でございます。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり云々と、これは日本国憲法の一部でございます。国の国政を動かす権力についての基本的な構え、国民が主人公なんだということを言っておるんだと思うんですが、福崎町についてもですね、町長をはじめ、あるいは我々議会議員、これは我々が主人公というんじゃないし本当に町民のですね、が主人公なんだという、そういう立場をですね、この憲法は示しておると思っております。最近そんな意味で、ちょっとこの憲法に目を通したりしておるところでございます。

それでは質問に入らせていただきます。1番目の項目であります、安全なまちづくりということで、大体いつも私は6月議会になりますとこういう質問をするふうにしております。

台風等のシーズンがやってきました。それぞれ防災に関する関係の計画などに沿って、基本的に準備が整えられていると思います。関係者の方々に敬意を表するものでございます。町民の皆さん方に対しても、どのような対応がされているかということを確認していただく意味も込めて改めて質問をさせていただきたいと思います。

河川・ため池・調整池などの点検、大雨などに対する準備の状況はどのようにされておるのでしょうか。管理責任の官民を問わず、この点検、必要だと思っておりますので、その対応がどのようにされておるか、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 まず、県管理河川では、兵庫県河川維持管理計画に基づき定期の河川施設点検が行われています。河川堤防では、築堤区間等について、毎年出水期までに巡視点検を実施し、変状箇所を確認されています。

民間の調整池については福崎東洋ゴルフ倶楽部、神戸医療未来大学等の敷地内にはございますが、点検管理については、兵庫県の総合治水条例第14条におきまして、適正な管理を行わなければならないとされておりまして、定期的に巡視及び点検を実施すること、豪雨等が発生した場合にはその都度巡視及び点検を実施することとなっております。町からも6月の初めに調整池の管理者に対しまして、洪水吐等施設の点検を促す文書を通知しているところでございます。

また、まちづくり課所管の調整池としましては、総合治水推進事業で農業用ため池を調整池に改修しましたイマ谷池がございます。点検につきましては、出水期前に堤体、底樋、洪水吐等を行っております。今年度は台風6号の襲来がございましたが、それ以前に点検を行っているところでございます。

農林振興課長 続きまして、ため池についてでございます。ため池では、台風など大雨が予想されます場合には、各区長様へ一斉メールを行いまして、事前に貯水量を安全な位置まで下げていただくなどすることによる農業施設災害への未然防止、また被害の軽減を呼びかけております。

あわせまして、9月、10月には満水位から一定水位を下げるなどの対策を行っていただけたため池の管理者に対しまして、補助を行うといったような事業も行っております。

地域振興課長 調整池でございます。福崎工業団地には2、企業団地には3、東部工業団地には4の合計9の調整池がございます。町では年2回の法面などの草刈り、それから目視での危険箇所の確認、そして、オリフィスなどの施設の点検を実施してお

ります。

また、大雨のときでございますが、危険箇所が発生するかしていないかということで、パトロールを実施しております。そして地元の区長さんにもご確認をいただいているところでございます。

小林 博議員 官民を問わずですね、毎年きっちりと点検をして、そしてそれをやって安全確認を進めていっていただきたいというふうに思います。その点がですね、やられておるということなので、町民の皆さん方にも安心していただけるというふうにこの点については思います。

それでは次にですね、特に危険箇所等への対応ですが、河川その他についての県庁による令和８年度の整備計画について決まっておりますら、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 県管理河川では市川の中国縦貫自動車道南側の浚渫を実施していただくよう要望しているところでございます。町河川につきましては、令和８年度は浚渫の予定はございません。

小林 博議員 ため池等の整備はどうですか。

農林振興課長 ため池でございますが事業化されてますものは、引き続き事業を行っております。あとあわせまして、ため池の整備計画のために、５年に一度の点検、こちらのほうは補助事業を活用しまして行っているところでございます。

小林 博議員 危険箇所ということですね、特に河川の浚渫等についてはね、かなり積極的にやっていたかなくなかなか追いつかないという状況があると思います。それなりに七種川等もやられてはおるんですが、堆積状況に比べて非常にスピードが遅いんじゃないかというふうに思っておりますので、この点についてのですね、努力方を特に求めておきたいと思います。

それから宅地化や高齢化などの進行で雨水への対応がもう地域だけではですね、困難になりつつあります。水路等の整備とともに、点検と管理にも行政の支援と責任が増してくると思います。特にもう集落の中では水路等に蓋をして道路幅員の確保などということもやられておりますので、そういうところについてはですね、もう高齢化した社会の中だけではなかなか管理も対応できないという、点検管理には対応できないという状況もありますので、こうしたことについての行政側のですね、支援も強めてほしいと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

まちづくり課長 各地域におきましては、道普請、溝普請という形で道路側溝の清掃や側溝等施設の点検を行っていただいていることに感謝を申し上げるところでございます。

町としては引き続き各地域において本活動の実施を継続していただきたく思っているところではございますが、地域での対応が困難なことがございましたら、協議の上、対応を検討したいというふうに思います。

小林 博議員 最近ですね、地域のそういう水路等の排水路等の要望をしてもですね、これはもう地元でやってほしいということで、自治会でやってほしいということで町からも言われて、なかなか対応が困難だというふうなことであります。そんな声も聞いておりますのでですね、排水路等の整備等については特に考えていただきたいというふうに思っています。これはもうずっと言っておることでもありますので、繰り返しずっと言わせていただきたいと思うのであります。

あと避難所の点検と諸準備ですが、シーズン前の点検はされておるのでしょうか。

それから備蓄の状況等ですね、それらはどのようになっているのか。携帯トイレ等新しい検討も出てきておりますし、それらの充足なり、あるいは更新等も含めて、どのように進められておるのか。その予算は毎年どれぐらい確保されてお

るのかお聞かせをいただきたいと思います。

総務課長 台風シーズン等、また豪雨予報が発出される際には、各校区1か所ずつの避難所を開設をいたしておりますが、各避難所にはアルファ化米、水、毛布等を常設しております。シーズン前には、それらの数量、食料品については賞味期限の確認を行い、必要に応じて更新をいたしております。

それからそれらの状況といいますか、毎年賞味期限が切れる食料品、保存水を含みまして、発生しますので、それらの更新がメインになってまいります。備蓄品の点検につきましては、毎年個数、それから期限のチェックを行って、期限のあるものについては早めに更新をするという形を取らせていただいております。

予算案につきましてですが、毎年100万円を予算としていただいております。それらは先ほど申し上げましたような、主には食料品の購入、更新ということになっております。

小林 博議員 大体が私の質問は最近では町民の皆さん方から日頃お聞かせをいただいております。先ほど言いましたようにね、最近では特にこの携帯トイレの必要性というふうなことを女性の方々から含めてお聞きをいたしております。そんな点で、これらについての充足度はどうでしょうか。

総務課長 近年ですね、トイレ関係も、簡易トイレ、それからトイレ防衛袋、それから凝固剤というような3種類の形で購入をさせていただいているところでございます。

小林 博議員 避難所もですね、いくつもあるわけですが、基本的には防災倉庫にあるという、そういう考え方でよろしいですか。

総務課長 3か所の防災倉庫にそれぞれ分けて置いております。

小林 博議員 分かりました。そういう点でまた町民の皆さんに報告を返しておきたいというふうに思います。

次に、安全なまちづくりの2番目で、バリアフリーへのまちづくりという点での精神を全ての行政の基本に置いてほしいという、そういう立場でタイトルをつけております。

駅前を中心にして、ユニバーサルなまちづくり等々ですね、そんな地域設定をしたりして久しくもなったりをいたします。そういう中でもどんどんと高齢化が進んでいく。あるいは障がいのある人など多様な人々が安心して、生き生きのできる、あるいは暮らせるまちづくりにしなければならないと思っています。

そのためには、行政の全分野にわたる取組が必要だというふうに思うんです。その意味でバリアフリーの街への精神を行政の基本にというふうに訴えさせていただきます。

それで具体的にですね、聞いております要望等ではですね、歩道など生活道路の舗装は、高齢者などには非常に問題点が指摘を従来からされたり聞いております。舗装がしてあってもですね、ごとごとが多く、高齢者の自転車あるいは老人車などをついてのですね、そういうときには大変苦勞をするというふうに聞いております。舗装をきれいにしてほしいというふうなことなどもですね、以前からも取り上げておるのであります。免許証を返して自転車に乗りかけて初めて分かったというふうな声もですね、最近も聞いておるところでございます。具体的に私の身近なところで恐縮ですが、神崎橋の歩道橋でありますとか、あるいは神崎大橋の両側に至るですね、坂の勾配のところの歩道とかですね、そういう具体的な箇所としていくつも聞いておるわけですが、そういうところのですね、整備をですね、ぜひこのバリアフリーの立場に立って、ユニバーサルという立場に立っ

てですね、進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 議員のおっしゃるとおり、ユニバーサルの観点からそういうところは整備していく必要があろうかと思えます。今おっしゃいました神崎橋の歩道でありますとか、それと三木穴栗線の福崎大橋の取付けにつきましてはですね、再度私も現地確認させていただきまして、またその管理者であります県にもですね、状況を確認していただくよう依頼させていただきます。

小林 博議員 前にはですね、町と県土木とで一緒に自転車にも乗って通ってみたけど、これぐらいは大丈夫だ、辛抱してほしいというふうにですね、ことだったというふうに聞いたりもしておるわけですが、なかなか当事者といいますかですね、高齢者やら弱者の立場に立ちますと、そうもいかないというふうなことでござりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

いろんな行政を進める上で、このバリアフリーの精神というのが本当に大切だというふうに思うわけでありましてですね、それを様々な分野でどの課でもやっぱり念頭に置いて進めてほしいというふうに思っておりますが、この点については町長さん、お答えいただけるでしょうか。

町 長 福崎町は安全・安心のまちづくりを進めておりましてですね、安全・安心のまちづくりというたらですね、水害を防止する、土砂崩れを防止するということも安全・安心ですが、このバリアフリーの件につきましても重要な観点であろうという認識でおります。

小林 博議員 次にですね、福崎町の公共施設にはですね、エレベーターがほとんどありません。整備の計画化と、当面の対策があればお聞かせをいただきたいと思います。

企画財政課長 福崎町公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本的な考え方にユニバーサルデザイン化の推進の項目があり、公共施設等の新たな整備だけでなく、改修にあたってもバリアフリー化を推進することとしております。この基本的な考え方をもとに、施設ごとに個別計画を立て、エレベーターの設置などバリアフリー化を検討していくこととなります。

現在のところ、エレベーター整備予定の施設はございませんが、学校施設の優先度が高いと考えております。

小林 博議員 必要性を認識しながらですね、なかなか整備計画がたてられないというですね、そういうところが苦しいところなんですけれど、この点はぜひ計画を進めてほしいというふうに思います。順序よくですね。もう役場そのものにもないわけでありましてね。どこが優先するのかというのは、なかなかそれぞれの立場立場がありますので難しい点であります。一応学校が優先するという、そういう対応をされておるとい、そういうことですか。それはいつ頃からというですね、年次計画等は立てられておるんですか。

学校教育課長 ただいま学校のほうでは、体育館の空調設備を行っております。それが済んだ後、長寿命化計画の見直し、改定に合わせまして、年次計画を立てていきたいと思っております。

小林 博議員 計画はですね、いつ頃の年次に立てていくということになっておりますか。

学校教育課長 体育館の空調設備、小学校までの6校が終わるのを10年に予定しておりますので、9年、10年、そこら辺で今後の見通しを立てたいと思っております。

小林 博議員 なかなかですね、大変であります。エレベーターということになりますとですね、一定の金額もかかりますので、それなりの計画と準備が要るというふうに思うんです。学校だけでなくですね、利用度の高い、必要性の高い施設からですね、ぜひ計画を進めてほしいというふうに思います。

次に、交通安全対策についてであります。交差点の改良についてということ

で取り上げております。幹線道路の交差点で信号があってもですね、信号待ちの人の立つ場所もないという、そんな交差点もあります。付近の建物等が撤去されておる時期にいくらかの待ちスペースでも、あるいは歩道的なものでも取れないかというふうなこともよく聞くわけですが、そんなときの行政の対応というのはどんなふうになっておるのでしょうか。

まちづくり課長 それぞれの交差点の形状によって異なりますが、横断歩道の歩行者だまり部分のみを確保するでありますとか、交差点と接続する道路の歩道もしくは路肩の連続性を鑑みて線的に確保することはございます。

小林 博議員 いや、例えばですね、これももう身近なところで一番分かりやすいわけですが、国道312号線と、そして県道甘地福崎線ですね、新町の公民館があるところですが、あそこらも周辺の建物が撤去された後、待ちスペースでも取ってもらえればよかったんですが、なかなかそれが取れないままに新しい施設が、民間の施設ができてしまいました。そうしますとですね、駅のほうから来て、信号が赤で車を待ってる、そのときにですね、国道のほうから駅のほうに向かって入っていくのですね、もう待っておる車と当たりそうになるという、非常に厳しい状況があります。そこで信号を待っておったり渡ったりするのにもですね、歩行者も非常に厳しいという、そんなふうな状況があつて、ないときには何とかならないかというふうに言ったこともあるんですが、なかなかならない。今度はこの辻川の交差点もですね、建物は撤去されておりますが、こうした幹線道路のところですね、こういうふうな時期に何とかそういう対応が取れないのかと。そんなことを町が主導を持って県が絡むときには県、町でやるときには町というふうに、少しずつでも安全対策というのはできないものでしょうか。

まちづくり課長 先ほどおっしゃいました新町のひのストアのところですかね、そこにつきましては、毎日、兵庫県につきましても県道でございますので、道路パトロールで巡回してと思いますので、把握はしているとは思いますが、改めて建物がなくなつてですね、拡張できる見込みがあるんじゃないかということは、改めて私からまた県のほうへ伝えていきたいと思います。

それと、辻川の312号線の交差点につきましてはですね、観光交流センター向かつての方面の路肩になりますが、委員おっしゃいましたとおりですね、横断歩道があるんですが、待ちスペースがないというところで、その所有者の方に、ちょっと土地を分けていただけないかというところで交渉をしているところでございます。

小林 博議員 新町の公民館のところの交差点についてはですね、ドライクリーニングができる前にですね、あの箇所の対応がね、できておれば一番よかったんだというふうに思つてですね、そのときにいろいろ話はしたんですが、なかなか前に行かなくなつてしまった。ですから今、言いましたようにですね、現在非常に注意してあそこを回らないと事故になりそうだというふうなことになるおところがあります。そういうところの経験がですね、二度と繰り返さないようにしてほしいなというふうに思つておるところです。

次に、福崎駅田原線、千束新町線の整備が進められております。主たる交差点のところには信号の整備などの計画があるのでしょうか。あるいは町はその計画を立て、公安委員会等に要望されておるのでしょうか。

まちづくり課長 交通広場前の信号につきましては、福崎駅田原線の整備に係る交差点協議におきまして県警本部に要望させていただいてますが、橋梁が整備され、中島井ノ口線まで接続されれば、その必要性は分かるが、それまでは実際の交通量を勘案してからとのことで回答を受けています。

しかしながらですね、毎年、兵庫県と県警本部が事業を行う上で、どの箇所に信号機が必要かという調整会議をされていますが、町としては信号機の新設が必要な箇所として同交差点を上げさせていただいているところでございます。

小林 博議員 ぜひですね、新しい道ができて、交通量が増えるというのは、もう大体分かるわけです。千束新町線と国道312号の交差点、現在でも非常に事故の多い箇所なんですね。これもこの道路が完全に整備されますと、ここに信号がつくんだらうなというふうに周辺の者は期待をいたしておりますが、これらも含めてですね、検討対象にしておいていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。どうでしょう。

まちづくり課長 先ほど私、兵庫県と県警本部が事業を行う上で調整会議をされているということで申しましたが、交通広場前、それと千束新町線と312号線の交差点も併せて必要な箇所として上げさせていただいているところでございます。

小林 博議員 分かりました。ぜひそのためにですね、町長のほうも頑張ってお願ひしてほしいと、要望してほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、文珠荘の件について質問をさせていただきます。

文珠荘については、新たな指定管理が決定をいたしました、風呂が休止になったことで町民の関心が非常に高まっておるところでございます。また、この文珠荘の存在についてですね、風呂がなくなってあと料理・飲食だけで、これで町のやる仕事なのかどうなのかなど、たくさんのお金をですね、1か月110万円以上のお金を出して、施設は町が主なところは直して云々、固定資産税は要らないし云々とですね、もう民間の業者と、同業者と比べれば大変な差ではないかというふうにですね、私はもうよく不平の声、あるいは疑問の声を聞かされておるところであります。

その意味ではですね、風呂なしで町の事業としてふさわしいのか、あるいは民業の圧迫になってはいないかというですね、そういう点も強く指摘をされております。事実、町内で料理飲食業のですね、昔からやっておるところの事業縮小や廃業もあります。これが文珠荘だけのせいとは言いませんし、誰もそこまでは思わないにしてもですね、一つの原因にはなっておるのではないかというふうに、そんなふうに思うわけであるし、思っておられる方も非常にあるということでもあります。

そういうことを前提にしつつ、質問をさせていただきます。まず風呂の再開に向けてはどのように準備をされておるでしょう。その意思と見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。特に町長さんの声としてですね、これはぜひ訴えていただかないといけないなというふうに思っております。

町 長 文珠荘の指定管理につきましてはですね、もともとは日帰りの風呂ありでですね、募集をさせていただいたんですが、どこも手を挙げる業者がいらっしやなかったということを受けてですね、やむなく一旦休止で、泊まり客のみの風呂をするということでさせていただいてですね、そのときにやっと2者の応募がございまして、今の委託業者に指定管理をお願いしたということがございます。その中でですね、引き受けていただくにあたりましては、いろいろな要因があって、日帰りの風呂ができないということであったんですが、日帰りの風呂もですね、進めてほしいということの中で、その協定も結ばせていただいておりますので、その方向で地域振興課、そして文珠荘の指定管理の者がですね、今、協議を進めているという状況でございますので、決してもう風呂を中止にしたままにしておくというようなことはございませんので、その点は申し上げておきたいと思いま

す。

小林 博議員 具体的な準備についてですね、担当課の課長の答弁を求めます。

地域振興課長 令和8年度の当初におきましてですね、給湯設備の更新に係る予算措置は今のところ設けておりません。そのため、日帰り入浴の再開時期につきましては、現段階では申し上げるところではございません。今ですね、この老朽化したボイラーなんですけれども、経過してから30年たっております。ちょうどほかの公共施設と同じように、更新とか見直しの時期ということになっておりまして、地域振興課としましては、文珠荘に合った給湯設備がどういう方式がいいのかということで今研究しておるところでございます。例えばですね、電気式であったり、バイオマス式であったり、あとは最新のボイラー式であったりというようなところのどれが一番合ってるのかっていうことを十分検討させていただきたい、その時間を設けていただきたい。なおかつ今のところ、重油が非常に高騰しておりますので、経営的な面からもどういう形のシステムがいいかということも考えながら、持続できるシステムに更新していこうというところでございます。

小林 博議員 以前のですね、何年か前の改修のときに、ボイラーは大丈夫なのかということをおも現場やら、そんなところで言ったこともあるんですが、ボイラーは大丈夫だというふうな話を聞かされてきたわけですが、今もう30年もたってるから駄目なんだというふうにそんな話ですが、ちょっとそんなふうなことを思い出しております。

この風呂のですね、再開については、非常に今なお多くの要望を聞いております。冒頭に言いましたように風呂なしの文珠荘で本当に町のやる事業としてよいのかと、そんなふうに言われておりますので、ぜひですね、この点求めておきたいと思うんです。大体目標としてですね、指定管理中というふうなことです、取りあえず3年間の契約ですが、この間のどの辺でですね、実現しようというふうにされておるのでしょうか。研究するにしても一定の目標を持たないと駄目だと思うんですが。

地域振興課長 令和8年度中はその研究の時間とさせていただきたいと考えております。早い段階でということで、令和9年度中に何とか見通しが立てばという形で動いているところでございます。

小林 博議員 それが遅いか早いか分かりませんが、本当にボイラー方式が駄目なのか、何がいいのかというのはその方式のこともですね、改めて考えなきゃなりませんが、ぜひ一日も早い再開が求められておるということを強調しておきたいというふうに思います。

それから文珠荘の運営について、指定管理者と町との関わり方についてお尋ねをしたいと思います。

2つの点から考えたいと思っています。一つは先ほど言いましたように、年間1,400万円、月110万円を超える指定管理料というのはですね、どうなのかというふうなことであります。これが適正かどうかの判断、これはどうなのかというふうなことであります。例えばもちむぎのやかたとの比較では、売上げはですね、もちむぎのやかたは年間1億2,000万円を超えて、そういう中で原材料費等を除く一般の管理、経費はですね、4,000万円台。文珠荘はですね、約8,000万円ほどの売上げの中で、7,000万を超える、1割近い経費がかかっておるという。それぞれ仕事の内容が違いますからね。去年は風呂もあったしということで単純に比較できないということはよく承知をいたしておるわけでありましてけれども、もちむぎのやかたの経営努力に比べて、文珠荘の経営努力はどうだったのか、その辺の判断はですね、どのようにされたんだろうなというふうに

今、思うんですね。指定管理を決定したときのプロポーザルの審査をされた副町長さんもおられるわけですから、ぜひその点ですね、どうだったのか、妥当なのかどうか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、メディカ・ジャパンは、ほかにも事業をやっておられるのかどうかについてお聞かせをいただきたいと思います。

副町長 まず指定管理料1,400万が妥当なのかどうかということですが、2者出てきました、金額差がある程度ございましたけれども、妥当かどうかについては、当然妥当であったから土俵に上がっとるわけですが、最終的にはそれぞれ評価の項目がございまして、その評価の結果で1,400万円の今のメディカ・ジャパンさんが上回ったということですので、今後いろんな経営努力をしていただいて、収益が上がってくれば、それは一定の割合は還元を受けるというところもございまして、その辺も見ながらいろいろ調整はしていきたいと思っております。

小林 博議員 もう一つの質問。

地域振興課長 メディカ・ジャパンさんの事業の内容ですが、文珠荘事業に対しては、約その全体の9割ぐらいが文珠荘事業になってます。残りにつきましては、もともと事業をしておりました医療関係の部分で、事業をされているというようなことを聞いています。

小林 博議員 指定管理のときに出されておりますですね、資料の中で、2005年3月31日現在のその年の損益計算書の中ではですね、年間売上高が1億2,700万ということになっております。この年のですね、文珠荘の売上高、文珠荘のこの経理表のこれ委員会に報告された結果なんです、この年が売上高が8,800万になっておりますので、約4,000万円近い額がですね、文珠荘以外の仕事をしておられるというふうになるんだなというふうに見たわけですが、本日も文珠荘に移転をされておるわけでありまして、この点ですね、他の事業との関わり等も見ながら、この経費の分析もしていく必要が今後あるのじゃないかというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。もう1,400万円を出してやっとなるから好きに経営してくれということなんでしょうか。

地域振興課長 文珠荘事業の中で、建物自体は町の施設でございます。そこに町民の皆様をお招きして、良好なサービスの下、福祉の向上と、そして憩いのステーションという形の中で、文珠荘事業をやっております。担当課としましては、直に身近にいろいろと報告とか、そういう相談事できますので、文珠荘、メディカ・ジャパンさんの本店が文珠荘にあるという中では、効率的な事業、業務ができるのではないかと考えておりますし、なおかつ指定管理ということで町と一体になってその事業を進めていこうという形でございます。

小林 博議員 年間1,400万円を渡してね、それで非常に町民の皆さんにも喜ばれておるという、そういう側面もあります。ただし、民業圧迫しておるという、そういうふうな意見もたくさんあるわけでありまして。そういう意味でですね、経営状況をしっかりと見ていってほしいというふうに思うんです。特にほかの事業も、先ほど言いましたようにやられておるというふうなことでありますので、この資料の損益計算書やら貸借対照表やら、それぞれその資料の分析は常にやってほしいなというふうに思うのであります。

どこでこんなふうにもちむぎのやかたとの比較でありますとか、今言いましたような経費の変化等があるんだらうというふうに思ってですね、何年かのものをめくって見たわけですが、特に人件費の関係でですね、支配人とか、あるいは料理長とかですね、そういうふうな契約社員とか、それとは別に、パート・アルバ

イト等というのがあります。パート・アルバイト等がですね、令和４年の決算では５３６万がですね、令和５年には１，０７３万になって、令和６年には１，９０１万、令和７年には１，８５０万というふうにですね、令和４年には５３６万円のパート・アルバイト料だったものが、令和６年には１，９００万になっておるといふ、そういうふうなことになります。１，９００万となると、１日１万円のアルバイト料を出したとしてもですね、年間１，９００人ですか。３００日営業したとして１日何人だといふふうなことを、その計算も浮かぶわけですが、そういうふうな点がちょっと引っかかりました。

いずれにしてもですね、こうした経営内容についてもしっかりと目を通して、町も関わって見ていくということが必要だと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

町 長 当然ですね、指定管理者のほうからは報告が上がっておりますし、毎年決算もしっかりと見せてもらっておりますので、そういった経営内容は把握させていただきながら運営をしていただいているということでございます。

小林 博議員 今、取りあえず問題提起にとどめておきますが、しっかりとその経営内容についてもですね、チェックをしながらやっていくという、そういう態度をしてほしいというふうに思っております。

それから最近町長、あるいは副町長、文珠荘に行かれたんですか。

副 町 長 文珠荘、５月の末頃に行っております。

小林 博議員 私もですね、指定管理以降、３月議会の終了後とそれから４月だったと思いますが、新町老人会の関係でお世話になったと。そのときは気がつかなかったんですが、少し前にちょっと食事に行ったんですが、そのときに気がついたんですが、こういうですね、入ったところにどんどん壁が造られております。これは副町長ご存じですか。

副 町 長 私どもが行ったときにできておりました。支配人から聞きましたのは、冬場が玄関が開きますと非常に寒いと。１階で飲食スペースもございますので、お客様からそういう何とかしてほしいという声があるので、そのために一つはその目的ですね、のために設置をしているんだということで、ああ、そうですかということ聞いております。

小林 博議員 費用はどちらが持ったんでしょうか。

地域振興課長 指定管理者のほうでございます。

小林 博議員 今の副町長の答弁ですと、副町長が指定管理者を審査決定した会の責任者だったんですね。ですから知ってはると思うんですが、それがそんなふうに行っていたのでそういう説明を聞きましたというふうなことでありましたが、そういうことでいいんでしょうか。事前協議等はですね、必要な部分にはならないんでしょうか。この指定管理に係る協定書の１４条の３には施設及び附属設備の形状、形質等を変更してはならない。ただし甲の承認を受けたときはこの限りでないということになっておりまして、このつい立て、塀はですね、受付のところからびっちり張られて、そしてこの通路のところまで行っております。車椅子の幅の分の１．２メートルの幅でですね、ずっと行っておるわけですが、こういうものが事前協議の対象にならないんでしょうか。

副 町 長 その後、こちらに帰ってきました地域振興課には確認をいたしました。口頭での協議はしているということで聞いております。

小林 博議員 午前中に公共施設の特に安全対策ということで、いろいろと質問がありました。文珠荘も大勢の人間が扱う施設であります。一旦緊急なことがあったときに、この通路が車椅子の幅１人、もう１．２メートルですとですね、普通の人間でも、

健常者でも2人並んでずっと通るの難しいというふうになると思います。パニックにでもなったら大変であります、この在り方については、消防署等の承認を得ておるのでしょうか。得ておれば承認の書類をですね、提出をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 設置にあたりまして担当者とも十分協議の上、設置しております。先ほど言われました事柄につきましては、建築基準法上の通路の避難通路の基準、それから福祉のまちづくり条例の基準などなど、それから消防法の関係もありまして、避難通路につきましては1.2メートル以上確保せよという形の中で、その分は十分確保はできておるところでございまして、今、言われた心配の中で、有事の際は文珠荘のスタッフが十分誘導しながらいろいろ対処するという形の中で設置したものでございます。

小林 博議員 そうですか。消防署等のものは必要ないんですか。

地域振興課長 これにつきましては、石膏ボード、高さ3メートルぐらいあるんですけど、正面、側面に設置しているものでございます。永久に壁みたいに、永久的に壁になったような構造物じゃございません。ですので、単なる間仕切りみたいな形の一つの空間をつくったという形の中でございます。ですので、例えば火事が起きれば、一つの部屋と同じですので、消火器とかを設置できるような対応はされておると聞いております。

小林 博議員 私はですね、消防署の点検を受けたのかということを聞いておるわけです。

地域振興課長 この今の壁につきましては、5月末に設置しております。まだ設置したところでございますので、そういう消防の点検についてはこれからという形になります。

小林 博議員 これからということは消防の点検を受けなければならないという、そういうものだというふうに理解してよろしいですか。

地域振興課長 建物の文珠荘本体の、もう消防法の点検がございまして、そのときに合わせて点検する形になります。ですので、今の段階ではそういうのをまだ受けておる段階ではございません。

小林 博議員 いずれにしてもですね、見た目がね、今までは玄関から広いオープンスペースだったものがもうぐっと間仕切りをしてしまってですね、この一番隅のスロープの分のところからしか入れないということで、出入りできないということになっております。こういうことがね、本当に今のような話でいいのかなというふうにちょっと思っておるところで、ちょっとというより、かなり思ったからわざわざ質問をしておるわけありますので。今日はここまでしておかないと、これから先はなかなか話が前に進まないというふうに思いますが、しっかり点検を受けた後のですね、報告はまた求めたいと思います。

議長 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

会議の再開を14時35分といたします。

◇

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時35分

◇

議長 会議を再開いたします。

小林 博議員 それでは、大きな項目3の行政改革の項に入ります。

その1番目は情報公開についてでございます。

情報公開は今日、行政の基本です。特に改革を言うときには必須の条件と考えております。

そこでまず税務行政についてお尋ねをいたします。

税の通知が届けられております。各種の税には減免措置の規定がありますが、この3年間の実績とその周知方法等についてはどのようなになっておるのかお聞かせいただきたいと思います。

私がなぜこの質問をする契機になったかといいますと、私の知り合いがですね、非常に最近何年か体が動かなくなっていてなかなか体調が悪い。歩けば骨折をしたりその他でですね、大変苦勞しておるんですが、なかなか要介護にならない、要支援2のままでですね、また外で倒れたりした、それがまたなかなかうまく認定されないというふうな。ところが、その申請出しても認定までにですね、もう1か月半近くもですね、かかってしまうと。その間に待っておれないのでですね、家の中の改良をやらざるを得ない。そうしますと認定が出ていないので自費でやらざるを得ない、あるいは借りるというふうにそんな話を聞きました。

そういうことの中で、この税があったもんです。住宅のバリアフリーによる固定資産税の減額、耐震改修による固定資産税の減額、省エネ改修による固定資産税の減額などというのがあることが分かりました。そういうことでですね、こうした税の減免がどの程度実行されておるのか、その実績と周知方法についてお尋ねをするという、そういうことでございます。

税 務 課 長 各税目における過去3年間の減免の状況をお答えします。

住民税については、生活保護、火事などの災害、勤労学生などの減免が3年間で9件の申請がございました。固定資産税は生活保護、災害などの減免が1年当たり約20件、3年間で60件、軽自動車税の障がい者等の減免は、1年当たり約290件、3年間で約870件です。国民健康保険税については、災害、拘禁、疾病・失業、旧被扶養者減免など、年間15件程度、3年間で44件の減免を行っております。

また、減免ではありませんが、先ほど小林議員さんが言われました固定資産税の家屋におきましては、住宅バリアフリー改修、省エネ改修、耐震改修などがあります。当該家屋の翌年度の固定資産税が3分の1から2分の1減額されるという制度でございます。これらの実績については、住宅バリアフリー改修が、令和5年に1件、令和6年度に5件、令和7年度に1件の申請がございました。

減免や住宅バリアフリー改修の減額制度については、ホームページに掲載しており、また、窓口においてご相談があればご案内させていただいておりますが、特に住宅バリアフリー改修、省エネ改修、耐震改修などは実績が少ない状況でございます。今後は広報なども掲載し、情報公開に努めたいと思っております。

小林 博議員 私もですね、この方面全く知らなくて、最近このホームページで見たわけでございます。自己負担額が50万円を超えるというふうなことであれば、そこそこですね、あっているのではないかと、もっとあっているのではないかとというふうに思うわけでありまして。したがってですね、ぜひこの周知徹底については、特に進めていってほしいというふうに思います。

次に情報公開でですね、各種の契約情報などは、町のホームページで公開措置が取られておるところでありますけれども、その状況はですね、契約の状況全体が反映されておるのでしょうか。その点についてはどうなんでしょう。

企画財政課長 建設工事等の競争入札、または随意契約の結果等の公表につきましては、全ての契約状況を公表しているものではございません。福崎町発注予定工事情報及び競争入札結果等公表要綱に基づきまして、令和7年4月以前は予定価格が130万円以上、令和7年5月以降は200万円を超える建設工事・業務委託・物品の購入等の入札結果及びプロポーザルを含む随意契約結果を町ホームページに掲載するとともに、情報公開コーナーで閲覧できるようにしております。なお、入札

結果については、令和８年５月執行分までを町ホームページ等で公開をしております。

小林 博議員 私もそういうのは見たわけですが、特に先ほど質疑をいたしました文珠荘のプロポーザル契約でありますとかですね、その他これかと思うふうなものの購入か契約か知りませんが、工事か知りませんが、なかなか全てが網羅しておるようには見えないわけですが、その点についてはどうなのでしょうね。

企画財政課長 先ほども申しましたとおり、載ってない分は２００万円以下の分であるとか、指定管理については今のところホームページには掲載しておりません。

小林 博議員 指定管理についてもですね、金額にもよるでしょうが、２００万円と決めておられるなら２００万円以上、これは工事ですが。ほかでもですね、一定の基準があれば、指定管理等の契約等についてもですね、出していく必要があるのではないかと思うわけです。町がずっと委託契約をしておるものもあるわけでありまして、それらについてですね、ぜひ全体のどんな契約もですね、基本的にぱっと一元的に見れるというふうな、そんなふうに整備してほしいと思うんですがね。いかがですか。

副 町 長 ご意見のところですね、改めてちょっと整理はしてみたいとは思いますが、でも、全て網羅するというのはなかなかですね、できないと思いますので、課長も言いましたように一定の基準を持っておりますので、それ以上のものができるだけ見やすいようにというふうには工夫していきたいと思います。

小林 博議員 ぜひですね、情報の公開、オープン化を一層進めてほしいというふうに思います。

それから使用料・手数料の改定の問題です。

行政改革の中で、様々な町の使用料・手数料の見直しということが言われております。この前の一般質問等でもですね、公民館クラブをはじめ、町民の活動に関するものにでも、それらも全部その対象だという答弁がですね、あったように思うわけでありまして、それらが今どのように進められていっておるのか。その現況をですね、案など持っておられたらそれも含めてですね、オープンにされたらいかがでしょうか。もう国のほうではですね、医療費の問題にしても何にしてもですね、もう早い段階から報道をして、それから審議会が始まり国会というふうなそれぞれの段階でもですね、以前からもずっとこんなことを考え出しているというところからでも報道をさせていっております。全て町当局が、案を固めて議会提案というふうな段階にならないとオープンにしないというのは、これいかなかなというふうに思うんですが、ぜひオープンにしてほしいと思うんですが、進捗状況を含めてお聞かせをください。

企画財政課長 現在、第７次行政改革実施計画に基づき、使用料・手数料の見直しを進めております。４月２３日には、課長以上で構成する行政改革推進本部会議を開催し、使用料・手数料の見直し方針（案）について協議を行うとともに、使用料の見直しについては、現在、使用料を徴収している１１施設と有料化検討施設４施設について、原価計算による使用料を示し、妥当性の検討を行いました。手数料の見直しにつきましては、手数料条例別表に記載のある手数料について、原価計算での手数料単価の算出及び県内１１町との比較を行いました。その結果、手数料については全体的に他町との金額差がなく、現行の手数料は妥当ということで、今回は見直しの必要性はないと判断いたしました。その後、施設の使用料の見直しについては、行政改革推進本部会議の意見を踏まえ、近隣施設の比較も加えた見直し（案）を関係各課に示しまして、最終的な料金設定に向けて関係課で運用の変更も含め、調整を行っているところでございます。今後、８月中には使用料改

定の素案がまとまる予定ですので、9月にはその内容を議会のほうにお示しできると考えております。

小林 博議員 それをですね、現段階からですね、その案を発表されてはいかがかというふうに言っておるわけです。

企画財政課長 先ほども申しましたとおり、まだ調整中でございますので、今のところお出しできるような書類、案にはなっておりませんので、9月までお待ちいただけたらと思います。

小林 博議員 公民館クラブをはじめですね、町民の活動にも影響してまいります。文化センターにしても、八千種研修センターにしてもですね、それぞれ長い間そこで活動をされてきております。高齢化とも相まってですね、使用料が発生をしてくれば、各会の存続にも影響するともいうふうに心配の声を聞いております。他市町との比較等もありますけれども、住民がですね、年を取っても広く活動できるという、使用できるという、そういうことを前提にしてですね、考えてほしいというふうに思っておりますが、町長いかがでしょうか。

町 長 この使用料の見直しにつきましては、現にもう使っておる施設の使用料の見直しということになりますので、今、質問議員がおっしゃったことも含め、また近隣市町との差異がどの程度あるんかというようなことも含めてですね、しっかりとその辺を調べた上で、議会の皆さんの賛同が得られるようなですね、使用料設定をしていかなければならないというところで今、作業を進めておりますので、今、企財課長が申しあげましたように、そういう事務作業が進んだ段階で、一旦素案として提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

小林 博議員 冒頭にですね、憲法の一節を読みましたが、そういう趣旨からいえばですね、もっとオープンな形で考えられるとよいのではないかというふうに思います。

次に、社会教育の関係についてであります。改めてお尋ねをいたします。社会教育行政の意義というのはいく何でしょうか。

社会教育課長 社会教育行政の意義につきましては、住民一人一人が生涯にわたり学び続けることを支え、地域社会の発展に寄与する点にあると考えております。具体的には、学習機会の提供を通じて、住民の教養の向上や社会参加の促進を図るとともに、地域の課題を自ら考え、主体的に行動できる人材の育成につなげることを目的としております。

また、社会教育施設や各種の講座・事業を通じまして、世代を超えた交流や地域コミュニティの活性化を促進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与することも重要な役割と認識しております。

以上のように、社会教育行政は、住民の学びを支え、地域の力を高める基盤といたしまして、極めて重要な意義を有するものでございます。

教 育 長 今、森課長のほうからの答弁にもございましたけれども、社会教育行政の範囲はかなり広いところがございまして。それで、その目的、先ほどの答弁の中の目的を達成する中では、この歴史文化遺産の調査研究、それから保存活用といった視点も大事なところでございまして、それから社会教育行政を進める中ではこれも社会教育法の中でもあるんですけれども、学校教育と社会教育との連携ということは大事に進めていくべきであると思っております。

それで、一番最初のところの生涯を通じて主体的に学び続けるための学習機会でありますとか情報の提供、これにつきましては、私も4月以降、まだ短い期間でございしますが、それを実感として理解をしているところです。さるびあドームで社会教育課が所管する様々なスポーツイベントを土日に開催しておりますが、子どもを対象としたスポーツフェスティバルでありますとか、高齢者が中心のグ

ラウンドゴルフ大会もその一つでございます。そのスポーツフェスティバルは複数のスポーツを順に子どもたちが体験するというもので、親子の触れ合いも見られるんですが、過去にこのフェスティバルに参加したある児童は、そのときの体験が楽しかったということで、後で地域のスポーツチームに参加して、大きな大会にもつながるといような例もございました。主体性を育む機会、それからグラウンドゴルフじゃないんですが、練習成果を発揮する機会の提供、これがその学習機会の提供ということで、そうやなというふうに思います。

また一方で、先週には福崎町美術展がエルデホールで開催をされました。福崎町に美術展という機会があるがために、出品を目指して創作活動に励まれる方々があります。町長賞、議会議長賞などもあり、励みとなってそれは生涯学習への意欲を喚起していることでございます。

ほかにも図書館、それから老人大学の開講、歴史講座・講演会の開催、子育て親子が遊んだり相談できる子育て支援センターや学習センターの開館、たくさんの行政がございます。

平均寿命・健康寿命が延びる中で、人生のそれぞれのステージに応じて、それぞれの学びのニーズ・要求が生まれてまいります。しかもそれは今、多様化しております。先ほど述べました社会教育施策、それら一つ一つの計画、整備、実施が多様性を包摂しつつ、住民の皆様に学習機会を創出して主体的な学びを引き出しているものと存じます。それが社会教育の大きな意義の一つであろうと思っております。

小林 博議員 私も改めてですね、教育基本法とか社会教育法というふうなものを取り出してみて読んだりもしているところであります。それで今ですね、施設の使用廃止などに伴って、現在の利用者がですね、今後の活動計画に苦慮されておるのではないかと心配をいたしております。その意味では、広くですね、その利用できる対象施設をですね、増やしていくといえますか、現在あるものを積極的に使っていくということが必要ではないかと思うのであります。社会教育法には学校施設の積極的開放というふうなこともありますし、それだけでなく、福崎町の施設には様々な制度でできた施設があります。農業関係のほうの施設もあれば、工業団地の会館もある、サルビア会館もある、それぞれ施設の整備が違いますので、お金の出どころなりその制度によって制限が使い方が違うわけですが、もう長年たっておるわけでありますので、一度町にある様々な施設をですね、全部並べて引き合いに出して、それを自由にですね、一定のもちろん規則の下にですが、町民の様々な活動に提供するという格好がやられてもよいのではないかと思うわけです。その対象にはですね、役場の会議室などもあるでしょうし、中播衛生の会議室もあるしですね、様々なところにそういう施設があると思います。それらを積極的にですね、提供していくという、そういうふうなことがやられればですね、町民の皆さんの今の活動のやり方の変更についても選択肢が増えるのではないかと思いますのですが、その点についてはどうでしょうか。

社会教育課長 現在第2体育館及び文化センター大ホールにつきましては、耐震不足と老朽化によりまして、使用を中止せざるを得なくなり、利用者の皆様には、代替施設の調整をお願いするなど、一定のご負担をおかけしているものと認識しております。

また、限られた公共施設を最大限活用することについては重要なことでありまして、当初の計画にとらわれず、利用拡大や機能の見直しを検討することは行政改革の観点からも意義があると考えております。先ほど言われましたサルビア会館や企業会館など所管の条例の枠にとらわれないような柔軟な施設の可能性についても町全体の公共施設を一体的に捉え、より柔軟な活用方法について、こちら

についても検討の一つとしてしてまいりたいと思います。

今後も町民の皆様にとって、便利で利用しやすい環境づくりに努めて、持続可能な施設運営に努めてまいりたいと思います。

小林 博議員 ぜひですね、その基本方針の下に具体化していったほしいと思います。

次にですね、もうそういうこと含めて、葬式も含めてですね、葬式に代表されるように地域のつながりが今非常に薄れてきております。福祉や教育や災害対策でもですね、地域力ということは非常に強調されておるわけでありまして。そういう中では社会教育の活動というのは非常に大きな役割を持っておると思います。住民同士のつながりが保たれ、励まし合えるためにも、多くの住民が利用でき、活動に参加しやすい施設の開放や、使用料などの環境を整えるのが行政の責任であるというふうに考えております。改めて町長、教育長の答弁を求めるものです。

町 長 今、小林議員がおっしゃっていることで、そのように進めていったらいいのではないかなというふうに思っております。確かにですね。この地域のつながりというのが薄れてきているというのは、心配しているところでございます。今度また7月に入りましたら、子ども会の球技大会というのがあるんですけども、それにいたしましてもコロナの前はですね、ほぼどの自治会もですね、参加をしてくださっていたものが、コロナを契機にしてすごく参加チーム数が少なくなってきたております。もう一旦はもうやめざるを得ないのかなというような心配もしていたんですが、今はですね、それでもやりたい、やらせてくれっていうチームもございましてですね、何とか今のところ球技大会が成立しているということで、その点は大変うれしいことだなというふうに思っておりますし、それがですね、また少しずつでも増えていく方向になればなというふうに思っております。私自身、地域コミュニティーがですね、進んでいくことが、住民が地域への理解を深め、お互いに支え合う力を育むものにつながっていくと思っておりますので、そちらのことにも力を注いでいく必要があると、このように思っております。

教 育 長 今、町長のほうからもお話があったところでございますが、確かに議員おっしゃいますように、地域行事への参加の減少でありますとか地域のつながりの希薄化ということのご指摘につきましては、同様な認識を持っておるところでございます。

ですが、先ほど私のほうで社会教育の意義でありますとか、講座のことを申しましたが、やはり社会教育の意義としまして、その中で住民の皆様が集まる場所をやっぱりつくっていく。それは講座であったり、イベントであったりいろんなことであると思うんですけども、それは社会教育という資源を通じてということもございましてしょうけども、例えば今、これはずっと前からですけども、各地区のほうで人権研修を進めてきていた、それは大きな施策の中の一つじゃないかなというふうに当たり前のように思いますけれども、やはり住民の皆様が集まってきてという地域コミュニティーの持続といいますか、それにつながっているんじゃないかと思います。今後とも社会教育の果たす役割というものも再認識をしながら、地域力の向上に資する施策をこれからも進めてまいりたいと思っております。

小林 博議員 最後に環境問題についてありますが、最初にですね、高橋のところのいつもお聞きをしております廃棄物問題の取組状況でございます。

前回にもそれなりの努力をしておるというふうな答弁がありましたが、それ以降、今日までどのような取組状況でしょうか。

住民生活課長 前回、3月議会で答弁させていただきましたけども、3月に一度刈った草の撤去に入っております。また、原因者と連絡を取りまして、今月中にまた草刈りの

ほうに入るということで、これまで同様、現場に入ったとしても草刈り程度で堆積物の搬出とまではいかず、目立った進捗とは言えないのが現状です。

西播磨県民局とは継続して協議を行っておりますが、なかなかいい方策を見いだせていないというのが現状です。また、原因者には引き続き指導のほうを行っております。

小林 博議員 当初からこの問題の惹起したときからの経過からいいまして、行政責任ということを私も言っております。この地域のですね、昔からの経過の問題についても前にも触れました。

先日、この地域を回っておりますと、高齢者の方からですね、町から見捨てられているような感じがするというふうに聞きました。町長が先頭に立ってですね、県との交渉も含めて町長が先頭に立ってほしいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

町 長 この廃棄物の問題につきましては、私はですね、当初からやはり福崎町で起こった事案でありますので、しっかりと町としても取り組んでいきたいという思いで進めてきたように思います。ただですね、この事案はもう産業廃棄物だということも県も認めております。ですから、やはり県さんが指導されていることとですね、町とはやっぱり連携を取りながら進めていかなければならないというところでですね、今、課長が申し上げましたようにこちらから連絡をして、今のところ草刈り程度しか進んでいないというところは非常に残念なんですけど、この事案は非常に重要な案件だということを認識してですね、町といたしましても引き続き対応していきたいと、このように思っております。

小林 博議員 ぜひですね、町長が先頭に立って頑張ってもらいたいというふうに思うんです。たしか町長がまだ副町長時代のことだったわけですからね。そのときにもう委員会に出たときに尾崎町長が副町長でして、絶対これはもう許されないことだというふうに委員会で発言されたのを覚えております。ぜひですね、町長が先頭に立って地域の人たちの期待に応えてほしいというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。

議 長 以上で、小林 博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会４日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会５日目は、６月２２日午前９時３０分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 ３時０５分